



赤ちゃんが できたら



出生届	40
児童手当	77
母子健康手帳の交付	79
育児サポート	79
予防接種	81
乳幼児健診	82

幼児教育

保育園・幼稚園	73
認定こども園	74



こんなときは…
市役所へ届け出てください



赤ちゃんが生まれたら
出生届…40

家族が亡くなったら
死亡届…40

お亡くなりにな ったら

死亡届	40
-----------	----



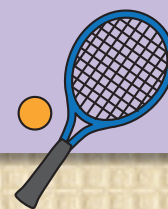
福祉



高齢者の生活支援 サービス	66
家族介護支援	67
障がい福祉	68

余暇

博物館・資料館	103
図書館	105
スポーツ施設	107



小学校・中学校

小中学校の 通学区域	71
児童手当	77



成人



市税	43
国民年金	58
国民健康保険	63
選挙	87

結婚する ときは

婚姻届	40
印鑑登録	42
国民健康保険	63



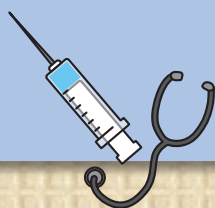
引越すとき
転出届…41

結婚したら
婚姻届…40

引越ししてきたら
転入届…41

健康

健康・医療	83
各種検診（健診）	84



毎日の 暮らし



ごみの分け方・出し方	45
ペット	49
困ったときの相談窓口	50
上・下水道	52
建築・住宅	56
すてっぷくん/のるーと塩尻の運行	90
防災	91

引越し

転入・転出届	41
上・下水道	52



届出・税金

戸籍の届出・住民異動・各種証明書等

問 市民課市民窓口係 ☎52-0280

戸籍の届出

戸籍は、出生から死亡までの個人の身分関係を登録し、証明する大切なものです。出生届、婚姻届、離婚届、死亡届など戸籍の届出に、それぞれお持ちいただく物や手続きの内容が異なりますのでご注意ください。

また、戸籍の届出は、土曜・日曜・祝日等の市役所閉庁日も地下（警備員室）窓口で受付けていますが、後日お越しいただく場合がありますのでご注意ください。

※届書への押印は任意となりました。

出生届

届出地	父母の本籍地・所在地（住所地だけではなく居所や一時滞在地も含まれる）、出生地のいずれかの市町村で届出できます。
届出人	出生したお子さんの父か母（届出義務者とその順位が定められています。）
届出期間	生まれてから14日以内（生まれた日も含めて） ※期間の末日が、日曜その他の休日又は届出市町村の休日に当たる時は、該当日の翌日が届出等の期間の末日となります。
持ち物	☐ 出生証明書 ☐ 母子健康手帳

婚姻届

届出地	夫又は妻となる者の本籍地、届出人の所在地（住所地だけではなく居所や一時滞在地も含まれる）いずれかの市町村で届出できます。
届出人	夫・妻となる者
届出期間	特に定めはありません。届出を受理した日から、法律上の効力が発生します。
持ち物	☐ 届出人の身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証等） ※成人の証人2名の署名が必要です。

離婚届（協議離婚）

届出地	夫婦の本籍地、届出人の所在地（住所地だけではなく居所や一時滞在地も含まれる）のいずれかの市町村
届出人	夫と妻
届出期間	特に定めはありません。届出を受理した日から、法律上の効力が発生します。
持ち物	☐ 届出人の身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証等） ※成人の証人2名の署名が必要です。

死亡届

届出地	死亡者の本籍地、届出人の所在地（住所地だけではなく居所や一時滞在地も含まれる）、死亡地のいずれかの市町村
届出人	（届出義務者） ①同居の親族 ※近親者が届出人となることをおすすめします。 ②その他の同居者 ③家主・地主又は家屋もしくは土地の管理人 （届出資格者） ①同居していない親族 ※親族のほか、「後見人」、「保佐人」等も届出資格があります。
届出期間	死亡の事実を知った日から7日以内（外国で死亡があったときは、その事実を知った日から3か月以内） ※期間の末日が、日曜その他の休日又は届出市町村の休日に当たる時は、該当日の翌日が届出等の期間の末日となります。
持ち物	☐ 死亡診断書 ☐ 火葬許可証発行手数料（300円） ☐ 斎場使用料（塩尻市斎場をご利用の場合）

住民異動

転入届

届出ができる方	●本人又は同一世帯員（転入先） ●本人がすべての必要な事項を記入した委任状をお持ちの方
持ち物	□転出証明書（前住所地の市区町村が発行したもの） ※ただし、マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方がいる場合は、原則として紙の転出証明書がありません。 □届出人の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード等） □国外からの転入（日本人の方）の場合は、パスポート、戸籍謄本及び戸籍の附票 □マイナンバーカード・住民基本台帳カード（お持ちの方は手続きにより継続利用ができます。） □外国人住民の方は、全員の在留カード等（裏面に新住所を記載します。）及びパスポート □外国人住民の方で、世帯主が外国人住民の場合、続柄が変更となる時は続柄を証する文書（訳文必要）

転出届

届出ができる方	●本人又は同一世帯員 ●本人がすべての必要な事項を記入した委任状をお持ちの方
持ち物	□届出人の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード等） □資格確認書又は資格情報のお知らせ（75歳以上の方・国保の方） □印鑑登録証（登録がある方）

※マイナンバーカードがあれば、窓口に行かずにオンラインで転出届ができます。マイナンバーカード読取に対応したスマートフォン等にマイナポータルアプリのインストールをして手続きします。

転居届

届出ができる方	●本人又は同一世帯員 ●本人がすべての必要な事項を記入した委任状をお持ちの方
持ち物	□届出人の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード等） □資格確認書又は資格情報のお知らせ（75歳以上の方・国保の方） □マイナンバーカード・住民基本台帳カード □外国人の方は、全員の在留カード等（裏面に新住所を記載します）

各種証明書

戸籍等の請求

戸籍は、日本国民の親族的な身分関係を証明するものです。

請求できる人	●戸籍に記載されている方又は配偶者、直系の親族（子、父母、孫、祖父母等） ●委任者がすべての必要な事項を記入した委任状をお持ちの方
持ち物	申請する方の本人確認を行います。 ☐ 窓口に来られる方の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード等）

●戸籍謄本等の種類及び手数料（1通あたり）

証明書の種類	手数料
戸籍謄本（全部事項証明書）	450円
戸籍抄本（個人事項証明書）	450円
除籍、改製原戸籍（謄本又は抄本）	750円
戸籍の附票（謄本又は抄本）	300円
身分証明書	300円
受理証明書	350円
記載事項証明書（死亡届など）	350円

住民票の写し等の請求

住民票は住民の居住関係を証明するものです。氏名、住所、生年月日、性別、世帯主及び世帯主との続柄、本籍地及び筆頭者（日本人のみ）等が記載されます。

請求できる人	●本人又は同一世帯の方 ●本人がすべての必要な事項を記入した委任状をお持ちの方
持ち物	申請する方の本人確認を行います。 ☐ 窓口に来られる方の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード等）

●住民票の写し等の種類及び手数料（1通あたり）

証明書の種類	手数料
住民票の写し（世帯全員又は個人）	300円
住民票記載事項証明	300円

■印鑑登録・印鑑登録証明書の申請

印鑑登録は、どなたの印鑑かを証明するために、住民基本台帳に登録されている方おひとりにひとつ登録するものです。重要な契約などに印鑑登録証明書を添付することから、登録がご本人の意思であることの確認を行ったうえで登録します。

●印鑑登録

登録ができる方	●塩尻市に住民登録がある方 ※15歳以上であること、成年被後見人でないこと
持ち物	☐ 登録したい印鑑 ☐ 官公署の発行した顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カードなど） ※免許証などがない方で、即日登録したい方は保証人（本市に印鑑登録をしている方）が必要です。
登録できる印影	●住民票に記載されている「氏名」「氏」「名」で表しているもの ●外国人の場合は「ローマ字表記」のほか「通称名」「漢字併記名」「氏名のカタカナ表記」も住民票に記載があれば使用できます。

●印鑑登録証明書

印鑑登録証を必ず提示してください。登録してある印鑑は必要ありません。印鑑登録証の提示をもって、本人又は代理人の行為とみなしますが、申請書の住所・氏名は正しく記入していただく必要があります。

●印鑑登録・印鑑登録証明書の手数料（1通あたり）

	手数料
印鑑登録	300円
印鑑登録証明書	300円

支所等での申請

地区の支所等でも申請することができます。

	証明書発行			印鑑登録	住民異動	戸籍届出
	戸籍謄・抄本	住民票等	印鑑証明書			
広丘支所	○	○	○	○	○	○
櫛川支所						
吉田支所						
片丘支所						
洗馬支所	○	○	○	×	×	×
宗賀支所						
北小野支所						
塩尻東支所						
高出支所						

	証明書発行			印鑑登録	住民異動	戸籍届出
	戸籍謄・抄本	住民票等	印鑑証明書			
えんぱーく	○ ※1	○ ※2	○	×	×	×

- ※1 窓口にお越しいただいた「本人」か「同一戸籍の方」の戸籍謄・抄本（現在戸籍のみ）を発行します。
- ※2 窓口にお越しいただいた「本人」か「同一世帯の方」の住民票の写しを発行します。

●交付時間

各支所	平日のみ （年末年始を除く）	午前8時30分～ 午後5時15分
えんぱーく2階 総合受付	平日（毎週水曜日と年末 年始を除く）	午前9時～午後7時 （水曜日休）
	土日祝	午前9時～午後5時

コンビニ交付サービス

マイナンバーカードがあれば、ご自分の住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑証明書、戸籍謄・抄本などをコンビニエンスストアで取得できます。マイナンバーカードと電子証明書が有効期間内であることが必要です。

●交付時間

午前6時30分～午後11時
（年末年始12月29日～1月3日・メンテナンス日を除く）

●取得できる店舗

マルチコピー機が設置されている全国のコンビニエンスストアなど（セブンイレブン・ファミリーマート・ローソンなど）

カード所有者本人の証明書以外にも、同一世帯の方の住民票・記載事項証明書、同一戸籍の方の戸籍謄・抄本（現在戸籍のみ）をお取りいただくことが可能です。

取得できる証明書の種類	手数料
住民票の写し（世帯全員）	250円
住民票の写し（個人）	250円
住民票記載事項証明書	250円
戸籍謄本（全部事項証明書）※1	400円
戸籍抄本（個人事項証明書）※1	400円
戸籍の附票 ※1	250円
印鑑登録証明書 ※2	250円

- ※1 戸籍は塩尻市に本籍のある方のみ。なお、住所が塩尻市にない方はあらかじめ塩尻市への申請が必要となります（申請は、コンビニエンスストアのマルチコピー機又はご自宅等のパソコンから行えます。）。
- ※2 塩尻市で印鑑登録がある方のみ。

税金

☎ 52-0280 税務課・債権管理課・市民課

市税の種類と担当

種類	課税の概要	担当課・係
市民税・県民税 (個人住民税)	個人の前年の所得等に対して所得割と均等割を課税するもので、県民税の課税と収納の事務も市で行います。	税務課市民税係
法人市民税	法人の事業年度の所得等に対して法人税割と均等割を課税するもの	
軽自動車税	軽自動車等を所有していることに對し課税するもの	
市たばこ税	市内で購入されるたばこに對し課税するもの	
鉱産税	市内で採掘される鉱物の価格に對し課税するもの	
入湯税	鉱泉浴場の利用に對し1日あたりで課税するもの	
固定資産税 都市計画税	土地、家屋、償却資産の評価額に對し課税するもの	税務課資産税係
国民健康保険税	国民健康保険の被保険者の前年の所得等に対して所得割、均等割及び平等割を課税するもの	市民課国保年金係

※各税の詳細は、納税通知書又は市のホームページをご覧ください。

市税に関する証明

種類	証明内容等	証明手数料
①納税証明書	市民税・県民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）、固定資産税、国民健康保険税、法人市民税の納税状況	1税目300円
②軽自動車税（種別割）納税証明書	軽自動車税（種別割）の納税状況（車検時等に提出します）	無料
③市・県民税・森林環境税所得課税証明書	所得金額、所得控除内容及び課税額	300円
④営業証明書	法人市民税申告法人の名称、所在地	300円
⑤資産証明書（無資産証明書）	固定資産がある場合…固定資産の地目・地積・評価額等 固定資産がない場合…課税台帳に登録されていないこと （無資産であること）	300円
⑥住宅用家屋証明書	家屋が住宅用であること（登録免許税の軽減申請用）	1,300円
⑦地方税法第422条の3通知書	土地・家屋の評価額（必要書類あり）	無料
⑧固定資産評価証明書	土地・家屋の1筆1棟別の評価額	300円
⑨固定資産公課証明書	土地・家屋の1筆1棟別の評価額、固定資産税額、都市計画税額	300円
⑩地籍図の写し	土地の形状及び位置を示す図面	1枚300円
⑪所有者台帳の閲覧	土地・家屋の所有者	300円
⑫課税台帳の写し（名寄帳）	土地・家屋の評価額等の一覧	300円
⑬完納証明書	市税に未納がないこと	300円
⑭滞納処分を受けたことのない証明書	過去に滞納処分を受けたことがないこと	300円
交付場所と取扱い できる証明書の種類	市役所税務課	③～⑫ 8:30～17:15（土・日・国民の祝日、年末年始は休）
	市役所債権管理課	①②⑬⑭ 8:30～17:15（土・日・国民の祝日、年末年始は休）
	市内各支所	①～⑤、⑧⑨⑫⑬⑭ 8:30～17:15（土・日・国民の祝日、年末年始は休）
	市民交流センター （えんぱーく）	①（個人のみ）②③ 9:00～19:00（土・日・国民の祝日 9:00～17:00） （水曜日、祝日が水曜日と重なる場合や年末年始は休） いずれも最新年度のみで、本人又は現在市内で同一世帯の親族が申請する場合（②については代理人でも発行可）

※一部証明は、郵送による請求も可能です。
詳しくは、市のホームページをご覧ください。

市税等の納付に関するご相談

ご相談の種類	担当課・係
●口座振替に関すること ●コンビニ収納・スマホ決済に関すること ●督促・催告に関すること ●滞納処分に関すること	債権管理課

市税以外の主な税の問い合わせ先

種類	お問い合わせ先
所得税	松本税務署 機械音声案内：0263-32-2790
消費税、印紙税	
相続税、贈与税	
法人税、酒税	
法人県民税	中信県税事務所 0263-40-1905
個人事業税、法人事業税	
自動車税 (種別割・環境性能割)	
不動産取得税	

軽自動車等の住所（定置場所）変更・名義変更の手続き

車種	お問い合わせ先・手続き場所（塩尻市管轄）	
●原動機付自転車（125cc以下） ●小型特殊自動車（塩尻市ナンバー）	最寄の市区役所町村役場	塩尻市役所 税務課市民税係
●小型特殊自動車（松本99ナンバー） ●二輪の小型自動車（250cc超） ●軽二輪車（125cc超～250cc以下）	最寄の運輸支局等	松本自動車検査登録事務所 松本市平田東2-5-10 機械音声案内：050-5540-2043
●軽四輪車 ●軽三輪	最寄の軽自動車検査協会	軽自動車検査協会 長野事務所 松本支所 松本市平田東2-1-11 機械音声案内：050-3816-1855

ごみの分け方・出し方

問生活環境課 ☎52-0679（直通）

家庭系ごみ

■地区ごみステーションをご利用の世帯

資源物やごみを出す場所（ごみステーション）の設置と管理は、地域住民の主体性により行われています。このため、転入や転居などにより初めて資源物やごみを出す場合は、お住まいの区の常会長（組長）などに了承を得た上で、ごみステーションへ搬入してください。

「もえるごみ」「うめたてごみ」「プラスチック資源」は、指定袋をご利用ください。詳細は次ページ「塩尻市指定ごみ袋の種類」をご覧ください。

分別方法と収集日程は「資源物・ごみ分別案内収集日程表」のとおりに行ってください。「資源物・ごみ分別案内収集日程表」は毎年2～3月頃、区などを通じて配布しますが、市役所生活環境課または各支所でも配布しています。

また、分別方法や収集日程は「塩尻資源物・ごみ分別アプリ」からも確認することができます。



アプリ画面イメージ図



アプリダウンロード
QRコード®
Android



アプリダウンロード
QRコード®
iPhone

■集合住宅（アパート）などにお住まいの世帯

地区ごみステーションを利用する世帯と、管理会社等が、ごみ収集運搬業者と直接収集契約を結んだ、専用ごみ集積所を利用する世帯に分かれています。

地区ごみステーションを利用する世帯は「■地区ごみステーションをご利用の世帯」のとおりです。

集合住宅専用のごみ集積所をご利用で、「事業用ごみ袋」の使用が指定されている場合は、次の「事業系ごみ」をご覧ください。

事業系ごみ

ごみ収集運搬業者と直接契約している集合住宅から排出される廃棄物は、事業系ごみの区分となります。

もえるごみは、「事業用もえるごみ専用指定袋」、プラスチック資源は、全市統一の「プラスチック資源指定袋」をお使いください。

なお、収集品目や日程、収集場所に関しては、「集合住宅（事業系収集）のごみの分け方・出し方」をご参考のうえ、管理会社または大家にご確認ください。



集合住宅（事業系収集）のごみの分け方・出し方

塩尻市指定ごみ袋の種類

塩尻市の指定ごみ袋は10枚セットで市内を中心にスーパーやコンビニ、ホームセンター等で取り扱っています。塩尻市では、ごみの減量・資源化の促進、公平性を図るため、ごみ処理費の一部をご負担いただいております。「一般家庭専用もえるごみ」「一般家庭専用うめたてごみ」の指定袋は袋代の外に、容量に応じたごみ処理手数料がかかります。ごみを出す人に責任を持っていただくため、指定袋には必ず記名をしてください。

種類	容量	ごみ処理手数料 (1枚/円)
一般家庭専用 もえるごみ 専用指定袋	 45ℓ	60円
	25ℓ	30円
	14ℓ	15円
一般家庭専用 うめたてごみ 専用指定袋	 30ℓ	60円
	18ℓ	30円
	8ℓ	15円
事業用 もえるごみ 専用指定袋	 70ℓ	なし
	45ℓ	
	25ℓ	
プラスチック 資源指定袋	 45ℓ	なし

※プラスチック製容器包装指定袋もそのまま使用することができます。

塩尻クリーンセンターへの持込み

問 塩尻市大字柿沢303番地
☎56-2221 FAX56-2447

必ず**分別をして**お持込みください。事業所から出た産業廃棄物に当たるものは持込めません。

●持込めるもの

もえるごみ（例：生ごみ等）
うめたてごみ（例：植木鉢、花瓶等）



有害物（例：蛍光灯、乾電池等）



可燃粗大ごみ（例：布団、じゅうたん、畳、チャイルドシート、スキー用品等）



剪定木
大型プラスチック資源（長辺が30cmを超える指定品目のもの、無料）

●持込めないもの

資源物（金属、紙、ペットボトル、缶、びん）
医療品
引火性のある物
農機具・資材
建築廃材
金属類・複合粗大ごみ（例：スプリング入りマットレス）
家電リサイクル法対象機器
産業廃棄物

●持ち込むことができる方

原則として「排出者本人」しか持ち込むことができません。

●持 ち 物…身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）

●料 金…150円／10kg

●受 入 日…平日、土曜日（午前）

●休 業 日…日曜日、祝日、12月31日～1月3日

●受入時間…平 日：午前8時30分～午前11時45分
午後1時00分～午後4時30分
土曜日：午前8時30分～正午

※詳しくは、「資源物・ごみ分別案内収集日程表」、「塩尻資源物・ごみ分別アプリ」または市ホームページをご確認ください。

ごみの減量・3R（リデュース・リユース・リサイクル）

問生活環境課 ☎52-0679（直通）

塩尻市は、住みよく、豊かさを感じられる生活環境、より環境に配慮した暮らしを育むために、もえるごみやうめたてごみなど環境への負荷が高いごみを減らし、また、分別によるごみの資源化など、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進しています。

リデュース（減らす）

例：レジ袋をもらわない・過剰包装を断る・食べ残しをしない等

食べ残しを減らそう「30・10運動」

食品ロス削減のため、「30・10運動」に取り組んでいます。宴会が始まって30分間と終わる10分前には、出された料理をしっかりと食べて、食べ残しを減らす運動です。



「30・10運動」協力店にはコースターとポスターを配布し、啓発しています。御協力いただける飲食店や店舗は生活環境課までお問い合わせください。

リユース（繰り返し使う）

不用品を捨てる前に譲る・売る

リユースとは、「繰り返し使う」「再使用する」という意味です。ごみとして廃棄するその前に、不用品の再使用を選択肢として取り入れ、ごみの減量を目指します。今後、本市はホームページ、広報紙、塩尻資源物・ごみ分別アプリや分別案内・収集日程表などで市民のみなさんに「捨てる前に譲る、売る」という選択肢を周知し、リユース意識を向上させることによってごみ減量の取り組みを進めます。

ジモティー

無料で不用品を譲ったり、譲ってほしいものを掲載したりでできる個人間取引webサービス



おいくら

不用品を買い取り業者が査定し、納得できる価格で買い取りをお願いできるwebサービス



リサイクル（再資源化）

再資源化している収集物（資源物・有害物）

地区のごみステーションで収集しています。

（※は区ごとの指定場所）

- ・ペットボトル、紙類、缶類、布類、びん類、プラスチック資源、小型家電類、金属類、剪定木、落ち葉、てんぷら油（※）、蛍光灯、乾電池

小型家電回収ボックス

有用貴金属の効率的な回収のため、次の場所に回収ボックスを設置し、収集をしています。

- ・塩尻市役所本庁1階ロビー
- ・市民交流センター2階ロビー
- ・広丘支所



回収するもの

- ・携帯電話端末
- ・PHS端末
- ・デジタルカメラ
- ・ビデオカメラ
- ・MDプレーヤー
- ・デジタルオーディオプレーヤー
- ・フラッシュメモリ
- ・ICレコーダー
- ・補聴器
- ・USBメモリ
- ・メモリーカード
- ・電子書籍端末
- ・電子辞書・電卓

市営霊園・合葬式墳墓

問生活環境課 ☎52-0744（直通）

東山霊園のご案内

所在地：塩尻市大字旧塩尻字東山1408の1

●東山霊園聖地

墓地使用に関わる手続きや、住所変更、承継等による許可内容の変更については必ず所定の手続きを行ってください。詳しくは生活環境課までお問い合わせください。

	永代使用料	管理手数料（毎年1回）
統一聖域1～3	300,000円	3,130円
統一聖域増設	380,000円	
自由聖域	625,000円	4,840円

●購入条件

- ・本市に住民登録又は本籍があること

●合葬式墳墓

従来の個人の墓地とは異なり、他の方と共同で埋蔵する形態のお墓です。申込時の使用料のみで、毎年の管理料は不要です。また、立会人を選出することで生前のお申し込みも可能です。詳しくは生活環境課までお問い合わせください。

	塩尻市民の方	塩尻市民以外で 塩尻市に本籍がある方
共同埋蔵室	50,000円	62,500円
個別埋蔵室1体用	150,000円	187,500円
個別埋蔵室2体用	300,000円	375,000円

●購入条件

- ・本市に住民登録又は本籍があること
- ・個別埋蔵室2体用は、手元に1体又は2体お骨をお持ちの方

公害

問生活環境課 ☎52-0744（直通）

■公害（騒音・振動・悪臭）で困ったとき

近隣の工場や工事現場の音・振動が気になる、嫌な臭いがする、このような事業所等からの公害で地域の皆様がお困りの場合、生活環境課までご相談ください。

犬の登録、狂犬病予防注射

生活環境課 ☎52-0744 (直通)

■狂犬病予防注射

犬の所有者は、生後90日以上の子犬に毎年1回狂犬病予防注射を受けさせることが、狂犬病予防法により定められています。予防注射は次の方法で受けることができます。

①市で実施している集合注射で受ける

毎年4月～5月に実施している集合注射実施会場で狂犬病予防注射を受け、狂犬病予防注射済証の交付を受けてください。

②動物病院（獣医師）で受ける

狂犬病予防注射を受け、狂犬病予防注射済証の交付を受けてください。済証は市役所生活環境課へ提出し、狂犬病予防注射済票の交付を受けてください（市内の多くの動物病院でも交付を受けることができます。）。
※新たに犬を飼われた方は生後90日を過ぎましたら登録をして、動物病院と相談しながら、狂犬病予防注射を受けてください。

持ち物	注射実施費用	
費用	狂犬病予防注射済票交付手数料	550円
	狂犬病予防注射料金	3,050円
	計	3,600円

※動物病院（獣医師）で受ける場合は、別途の経費がかかります。

■新しく犬を飼い始めたとき

犬を飼い始めてから30日以内（生後90日以内の子犬の場合は90日を経過してから30日以内）に、犬の登録の申請をしてください。申請は市役所生活環境課窓口で受け付けます。市内の動物病院又は、毎年4月～5月に実施する集合注射の会場でも申請を受け付けています。

●登録手数料：3,000円（1頭につき）

■住所を変更したとき

●市内で転居したとき

今の鑑札をそのままお使いいただけます。登録事項の変更を届け出てください。

●市外へ転出したとき

塩尻市で発行した鑑札（楕円形のもの）を持って新住所地の市区町村へ登録事項の変更を届け出てください。
※塩尻市でのお手続きは不要です。

■市外から転入したとき

前住所地の市区町村で交付された鑑札をお持ちのうえ、登録事項の変更を届け出てください。以前の鑑札と交換で塩尻市の鑑札をお渡しします。鑑札を紛失した場合は再交付手数料（1頭につき1,600円）がかかります。

■飼い主が変更になったとき

新しい飼い主が登録事項の変更を届け出てください。その際に前の飼い主の名前、住所を確認します。
※犬を譲渡する場合は、鑑札も一緒に引き渡してください。

■飼い犬が死亡したとき

鑑札を添えて届出をしてください。
※これらの届出が、速やかに行えない場合でも、電話等によってご連絡ください。

■飼い犬が行方不明になったとき、 迷い犬を保護したとき

県松本保健福祉事務所、市役所生活環境課及び最寄りの警察署まで連絡をしてください。また、報道機関では、迷い犬の情報を紙面等に無料で掲載していただける場合があります。

■飼い犬が人を咬んだとき、 犬に咬まれたとき

県松本保健福祉事務所に連絡をしてください。飼い犬が人を咬んだときは、その犬の飼い主が、県松本保健福祉事務所に届出をする義務があります。



困ったときの相談窓口

問 市民課 暮らしの相談係 ☎52-0280

消費生活相談窓口

消費生活問題の専門窓口として、悪質商法や架空請求、多重債務などの相談のほか、購入した商品やサービスに対するトラブルの消費生活相談をお受けし、消費生活相談員が助言やあっせんなどの問題解決のお手伝いをします。困ったときは一人で悩まず、お早めにご相談ください。早ければ早いほど、被害の回復や軽減ができる場合があります。電話又は来所で相談できます。窓口で相談されるときは、契約書、見積書、領収書、送付された文書やパンフレット等があればお持ちください。秘密は固く守られ、相談は無料です。

なお、相談内容によっては回答できない場合や、他の相談窓口を紹介する場合があります。また、被害の発生を未然に防止するための消費生活出前講座や、情報発信を行います。他市町村の方はお住まいの消費生活相談窓口、消費生活センター、又は長野県消費生活センターにご相談ください。

●塩尻市消費生活センター

(塩尻市役所1階 市民課暮らしの相談係内)

●場所

塩尻市大門七番町3番3号 ☎52-0280

●受付時間

午前8時30分から午後5時15分(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)

なお、土・日・祝日は「188」(消費者ホットライン)をご利用ください。

●消費生活出前講座をご利用ください

地域やグループを対象に、消費生活に関する情報や、悪質商法や詐欺などの被害の未然防止を図るための講座です。高齢者を狙った悪質商法や詐欺などの被害が後を絶ちませんが、こうした被害は誰でも遭う可能性があります。「私は大丈夫」と思わず、消費生活に関心を持つことは、被害を防ぐためにとても大切です。

リーフレットなどを利用し、悪質商法や詐欺などの最新の事例を交えながら、その手口や対処方法について説明します。休日や夜間も行い、イベントや会議などの催しに併せ短い時間でも、ご要望に応じます。

講座は無料ですが、事前に予約が必要です(会場は、申込者においてご用意ください)。

お気軽にお問い合わせ、お申し込みください。

外国籍市民相談窓口

外国人(がいこくじん)のみなさんが 安心(あんしん)して 生活(せいかつ)できるように、お手伝(てつだ)いします。

生活(せいかつ)、仕事(しごと)、医療(いりょう)、教育(きょういく)、子育て(こそだて)など、わからないことがあれば、相談(そうだん)してください。

知(し)り合(あ)いの外国人(がいこくじん)の人(ひと)にも お知(し)らせください。

●こんなこと、困(こま)っていないですか？

●「学校(がっこう)や市役所(しやくしょ)からの手紙(てがみ)が読(よ)めない」

●「ごみの捨(す)て方(かた)を知りたい」など、生活(せいかつ)に関係(かんけい)する情報(じょうほう)を知(し)りたい。

●「日本語(にほんご)を学(まな)びたい」

など、生活(せいかつ)に関(かん)する質問(しつもん)、相談(そうだん)に応(おう)じます。

●ご利用(りよう)できる方(かた)

●外国籍市民(がいこくせきしみん)の方(かた)

●身近(みじか)な外国籍市民(がいこくせきしみん)の方(かた)に代(か)わって相談(そうだん)をしたい日本人(にほんじん)の方(かた)

●外国人(がいこくじん)の雇用(こよう)をしている企業(きぎょう)の方(かた)

など、どなたでもご利用(りよう)いただけます。

●塩尻市外国籍市民相談窓口

☎52-0280

(塩尻市役所1階 市民課暮らしの相談係内)

●受付時間

午前8時30分から午後5時15分(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)

内容		相談機関	相談時間など
くらし	こころの健康に関する相談	こころの健康相談 メンタルヘルス相談	健康づくり課保健予防係 月1回（要予約） 相談員と相談のうえ決定（要予約）
	生活・福祉に関する相談窓口	生活保護や生活困窮に関する相談	福祉支援課生活支援係
		年金の受給、免除申請等に関する相談	市民課国保年金係
		税金の納付に関する相談	債権管理課
		国民健康保険の加入、国保税額の確認、高額療養費の支給等に関する相談	市民課国保年金係
	消費生活に関する相談窓口	消費者トラブルや特殊詐欺に関する相談	塩尻市消費生活センター 市民課くらしの相談係
	外国人のための相談窓口	毎日の生活で困ったことなど様々な相談	塩尻市外国籍市民相談窓口 （市民課くらしの相談係）
	くらしの相談窓口	法律・行政・生活等の市民相談	市民課くらしの相談係
	女性の困りごとに関する相談窓口	離婚、男女関係、配偶者暴力に関する相談	社会教育スポーツ課社会教育係 相談専用 ☎54-0783
子育て・教育	子どもに関する相談窓口	18歳からおおむね40歳までのニート・ひきこもりなどの悩みを抱える方とその保護者・支援者のための相談	こども未来課 元気っ子・若者サポート係
		妊娠・出産・育児に関する相談	健康づくり課保健予防係 月～金（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
		児童虐待の通報	●こども未来課 ●児童相談所虐待対応ダイヤル「189」
		子育て全般・就学・子どもの発達に関する相談	こども未来課
		ひとり親家庭に対する相談・支援	こども未来課こども未来応援係
		乳幼児・高校卒業までの児童・障がい者・母子、父子家庭等の方の医療費助成について	福祉支援課福祉給付係 月～金（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
		保育園等入園に関すること、子育てに関するサービスやアドバイス	保育課
高齢者	高齢者に関する相談	介護予防、介護、認知症、生活の困りごとに関する相談	中央地域包括支援センター （介護保険課介護相談係）
		介護認定申請、保険料の納付等について	介護保険課介護保険係 月～金（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
		後期高齢者医療の高額療養費の支給、保険料の納付等について	市民課国保年金係
		高齢者福祉、高齢者の生きがいづくり、シニアクラブに関する相談	地域共生推進課高齢支援係
障害福祉	障がい者等に関する相談窓口	障がい福祉に関する相談	福祉支援課障がい福祉係 月～金（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
		障がい者虐待に関する相談	福祉支援課障がい福祉係

上・下水道

問 上水道課 ☎52-0280 / 水道お客さまセンター ☎52-0863

■水道に関する届出

次のような場合は、お早めに（3日前まで）手続きをお願い致します。

区分	届出の方法等			
	窓口申請	FAX	TEL	郵送
給水装置使用開始届（休止中の水道の使用を開始するとき）※1	○	○	○ ※2	○
給水装置休止届（水道の使用を休止するとき）※3	○	○	○	○
給水装置使用者名義変更届（使用者名義や社名等の変更又は住所等を変更するとき）	○	○	×	○
給水装置所有者名義変更届（相続や売買等により水栓所有者の名義が変わったとき）	○	×	×	○

※1 水道を開ける日は、水道を使用開始する日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始休日に当たる日は、その前の営業日）までに水道を開けに伺います。

※2 電話による届出の場合は仮受付となりますので、給水装置使用開始届の提出をお願いします。

※3 水道を止める日は、水道を使用しなくなる日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始休日に当たる日は、その翌営業日）までに水道を止めに伺います。

届出先・郵送先

〒399-0786 長野県塩尻市大門七番町4番3号

塩尻市水道お客さまセンター

☎52-0863 FAX52-0716

■水道で困った時の応急処置

●漏水や水が止まらないときは？

蛇口の水が止まらないときや、宅内の立ち上がりで管が破裂した場合などは、不凍栓を閉めてください。水が止まったら、次のページの最寄りの指定工事店に直接連絡して修理をお願いしてください。

●水が出ないときは？

●家の水道すべてから水が出ない場合

家のすべての不凍栓が開いているかご確認ください。
アパートやマンションなどの集合住宅の場合は、大家さんや管理会社にご確認ください。隣や上下の部屋の人が引っ越した場合に部屋を間違えて不凍栓を閉められている場合があります。

以上のことを確認しても原因がわからない場合には、お客さまセンターまでご連絡ください。

●家の一部の水道の蛇口から水が出ない場合

不凍栓が開いているかご確認ください。また、冬の場合は凍結していることも考えられますので、凍結防止帯の電源をご確認ください。それでも水が出ない場合は、器具の故障も考えられますので、工事をした工事店等に直接ご相談ください。

●水道水が濁っている場合

毎朝洗面器一杯くらいの水が濁るときや、旅行などで長期間、家を留守にした後に水が濁る場合は、宅内の配管内のさびが水道水に混じっている可能性があります。

ご使用前に少しの間、水を出していただければ濁りはなくなります。気になるようでしたら工事をした工事店等に直接ご相談ください。

また、水を出しても濁りがなくなる場合は、水道の本管の水が濁っている可能性があります。上水道課までご連絡ください。

■塩尻市指定給水装置工事事業者及び公共下水道排水設備指定工事店

令和6年8月1日現在

※最新の情報については、ホームページをご確認ください。

指定区分		名称	所在地	TEL
水道	下水道			
塩尻市				
○	○	永和設備企画(株)	大字広丘吉田2698-1	58-1820
	○	(株)岡谷組中信支店	大門桔梗町16-2	52-7887
○	○	(有)川上組	大字奈良井837-80	0264-34-3355
○	○	(株)企成工業	大字広丘野村1788-460	54-2060
○	○	清沢土建(株)	大門駅西1059-3	53-5400
○	○	(有)ケー・ピー設備	大字北小野1389	51-8032
○	○	(有)塩尻建友	大字宗賀5154-1	53-0515
○	○	(株)塩尻水建	大字広丘吉田978-2	58-1600
○	○	(有)塩尻設備	大字広丘高出1932-7	54-2478
○		(有)シマダシステム	大字柿沢20-1	53-7346
○		信州塩嶺高原開発(株)	大字北小野4920-1	56-2311
○	○	(有)水信設備工業	大字片丘11199-5	53-7761
○	○	(有)すまい環境設備	大字洗馬447-9	54-0234
○	○	(株)設備建装	大字広丘野村2016-1	54-3426
○	○	創成工業(株)	大字片丘字今泉9828-7	52-3185
○	○	(有)高橋工務店	大字片丘7798-19	52-1519
○	○	(株)中信水道	大門七番町4-16	52-0881
○	○	(有)東広建設	大字広丘堅石2146-246	52-5560
	○	長嶋設備	大字贅川1641	0264-34-2523
○	○	(有)ナカノ	大字広丘堅石2146-560	53-7058
○		永原工業	大字広丘高出1564-2	75-3323
○	○	(有)中村設備工業	大字広丘高出1486-310	52-0419
	○	野沢建設(株)	大字堀ノ内121-8	52-1057
○	○	成岡設備(有)	大字棧敷136-2	53-1673
○	○	(株)野田工業	大門七番町8-9	52-0146
○	○	(有)橋戸商店	木曾平沢1606-1	0264-34-2063
○	○	フリハタ設備	大門二番町3-4	52-8578
○		(株)フューチャーイン塩尻営業所	大門七番町4-3	88-6410
○	○	北信土建(株)中信支店	大字広丘高出1816	52-1800
○	○	松本土建(株)塩尻支店	大字広丘野村2016-1	88-7511
○	○	丸水設備	大字片丘5952-5	54-0031
○	○	百瀬設備	大字片丘5034-9	87-8226
○	○	(有)ロータリー技工	大字広丘堅石2146-87	54-5200
長野市				
○	○	M.K.設備(有)	川中島町原819-8	026-292-9808
○	○	共進住設(株)	徳間633-1	026-213-4681
○		東亜化工機(株)	西和田2-23-33	026-244-3770
松本市				
○	○	(株)アイ	大字里山辺2053-1	050-5534-6161
○	○	(株)青木工務所	中条3-3	32-4723
○	○	(株)RK企画	笹部2-6-19	28-4517
○	○	イチセツ	島内平瀬川西7197	48-3201
○	○	(有)犬飼燃料店	大字新村468-2	31-0032
○	○	ウロコ興業(株)	大手1-7-12	35-6575

指定区分		名称	所在地	TEL
水道	下水道			
○		栄電ナカノ店	大字寿小赤753-3	86-1292
○	○	(株)エムズ・ファクトリー	今井6961-1	85-6588
○	○	(株)大原建設	岡田町627	46-6009
○	○	(株)オカコー	中央4-4-32	33-2834
○	○	(株)オンワード	大字里山辺3118-1	090-5436-3476
○	○	(株)開成設備	神田2-7-7	28-2882
○	○	金澤工業(株)松本支店	大字島内1666-821	47-2202
○	○	(有)金井配管	大字水汲41-2	46-0514
○	○	(株)クラシアン	庄内2-6-23	0120-500-500
○		三陽工業長野同会社	波田9961-2	88-7783
○	○	(株)クサダ	大字島立3849-1	48-5200
○	○	齊藤設備	大字島立1861-1	090-2625-4612
○	○	(有)三和テクノ	大字寿豊丘276-1	58-6033
○	○	(株)白井設備	内田1283-6	87-5403
○	○	白鳥建設	梓川梓1925-10	78-6229
○	○	進栄設備工業(株)	大字島内3250	48-0005
○	○	(株)水建	大字笹賀7085	86-3381
○	○	ダイシン機電(株)	宮測2-7-34	33-2207
	○	(株)高宮組	奈川4082-3	79-2201
○	○	(株)千村設備工業	大字笹賀3042-5	58-2310
○	○	(有)T.O.S	稲倉103-1	88-6993
○	○	稲洋水道(株)	筑摩1-13-16	26-4079
○	○	(株)東和住設	大字今井4907-1	88-8005
○	○	(株)徳永設備	大字島立2194	48-3113
○	○	(有)富創設備	波田6508-3	92-2217
○	○	(株)ニイタカ	大字里山辺3434-2	34-2943
○	○	日管建設(株)	鎌ヶ崎1-1-38	32-6434
○		日本熱商(株)	大字島立1257-4	48-0707
○	○	ヒラタ設備(有)	平田東3-29-11	88-5989
	○	(株)平林工業	大字笹賀478-14	86-1544
○	○	(株)フェバープレース	大字島立2053-1	48-5172
○	○	(株)双子	笹賀4338	88-7619
○	○	(有)二木設備	梓川梓4151	78-2393
○	○	(有)ベスト設備	島内900-74	40-0031
○	○	ホームテック	大字松原12-13	080-7828-7788
○	○	(有)樹匠	奈川1228	50-8986
○	○	(株)松本設備	大字島内1894	47-6121
○	○	マナキ	松原71-10	86-7096
○	○	(有)マルカン	大字内田1964	57-8009
○	○	(株)ミナミ	平田東3-29-11	87-6119
○	○	(株)メエップ	大字島立1836-10	48-2317
○	○	(株)数内組	大字岡田町645-1	33-4440
	○	(株)陸道	波田5324-8	88-6332
○	○	ルピナ中部工業(株)	宮測2-2-31	32-5568

指定区分		名称	所在地	TEL
水道	下水道			
安曇野市				
○	○	アルプス管工	三郷明盛1151-23	87-0556
○	○	(株)SSK	豊科474-2	88-7989
○	○	(株)エムアイテック	穂高有明7406-6	87-2314
○	○	(株)エムケーシステム	穂高1815-1	82-4987
○	○	(株)敬陽設備	穂高有明271-1	88-3547
○	○	(株)巧誠	三郷明盛3013	88-5311
○	○	(株)サンエス設備	豊科南穂高82-2	73-2008
○	○	三洋設備工業	穂高8019-1	82-4272
○	○	(株)シナノ	穂高有明1702-9	83-7553
○	○	(株)信濃熱学	穂高柏原4171-1	88-5706
○	○	(株)信州管工	三郷明盛2876-1	77-1311
○	○	(有)トリイ	穂高柏原644-1	88-6583
○	○	(株)ハイテム	穂高1853-3	82-0271
○	○	P.I住設(株)	三郷小倉6425-3	50-7048
○	○	(有)丸山設備	明科七責5809-1	31-3315
○	○	(有)丸山設備	穂高6739-1	81-0288
○	○	(有)三田住設	堀金三田1169-11	73-6423
○	○	(有)みやび設備	穂高8410-7	82-6979
大町市				
○	○	(株)GCI	平8040-106	0261-22-3145
諏訪市				
○	○	(株)アクアテック杉村	上川1-1428-1	0266-75-0038
○	○	(株)胡桃工房	上諏訪8243-12	090-6944-5155
	○	設備藤森	大字四賀1969-12	0266-57-3471
○	○	タケイセツビ	大字湖南1086-1	0266-58-2553
○		(有)マルワ住設	大字豊田3962-1	0266-58-3337
岡谷市				
○	○	(株)アイテック	神明町3-15-11	0266-23-8500
○	○	(株)オスガ設備	長地権現町1-7-13	0266-27-6622
○	○	(株)上條電設工業	山下町2-1-12	0266-23-5330
○	○	小松設備	長地御所1-3-8	0266-28-5695
○	○	(有)三善工業	東銀座1-1-15	0266-23-3446
○	○	(株)シンニチ設備	郷田2-2-12	0266-22-1365
○	○	信和設備(株)	天竜町3-16-21	0266-22-3302
○	○	水道建設(株)	神明町3-14-15	0266-23-2662
○	○	杉村設備(株)	長地柴宮3-8-4	0266-27-8632
○	○	(株)総設工業	長地片岡町1-12-24	0266-28-8504
○	○	十和設備(株)	神明町4-22-18	0266-24-0182
○	○	(株)浜パイピング	山下町1-16-14	0266-23-6885
○	○	松澤工業(株)岡谷支店	長地小荻3-9-22	0266-27-7642
○	○	(有)丸竹下島商店	本町4-1-37	0266-22-2406
○	○	(有)ミヤサカ管工	加茂町4-5-17	0266-22-9615
茅野市				
○	○	(株)設備ティーワッカー	塚原2-9-22	0266-82-9228

指定区分		名称	所在地	TEL
水道	下水道			
伊那市				
○	○	(有)いずみ	中央4562-1	0265-74-8181
○		サンレモン	大字福島1233-1	0265-72-7896
○		シミズ技研	西箕輪940	0265-78-2865
諏訪郡				
○	○	(株)アクア住設	富士見町落合3060-34	0266-65-3388
○	○	(有)共同建設	下諏訪町2778-1	0266-28-1365
○	○	(株)クリアコネクト	下諏訪町2484	0266-75-1253
○	○	(株)親水工業	下諏訪町社6837-1	0266-27-8399
○	○	(有)諏訪冷熱	下諏訪町4359-11	0266-28-6462
上伊那郡				
○	○	(株)コマツ	箕輪町大字中箕輪1365	0265-79-2568
○	○	(有)辰野ヤジマ設備工業	辰野町大字平出2093-3	0266-41-1438
○	○	(有)にいむら設備工業	辰野町大字平出853	0266-43-0033
○	○	(株)ノザワ	辰野町中央221-1	0266-41-0489
○	○	松田設備(有)	辰野町大字伊那富6016	0266-41-1531
下伊那郡				
○	○	(株)南信設備	阿南町西條2162-3	0260-31-0305
木曽郡				
○	○	(株)エスメックフル	木祖村荻原994-27	0264-36-2241
○	○	奥原建設工業(株)	木祖村大字小木曽1278	0264-36-2444
○	○	(有)奥村建設	木曽町福島6179	0264-22-2132
○	○	(株)加藤組	木曽町福島1764	0264-22-2116
○	○	(有)環境サービス	上松町大字小川12419-イ-72	0264-52-2587
○	○	(株)管建工業	大桑村須原1546-1	0264-55-4400
○	○	木曽土建工業(株)	木祖村大字小木曽172-2	0264-36-2555
○	○	(有)三和設備	上松町緑町3-35	0264-52-4520
○	○	(株)下畑住宅設備	木曽町福島463	0264-22-3341
○	○	(株)そやの住設	木曽町日義4488-5	0264-23-8025
○	○	(有)田尻	木曽町福島6168-3	0264-23-2796
○	○	山一建設(株)	上松町本町通り2-25-1	0264-52-4700
東筑摩郡				
○	○	アクア	山形村1331-6	090-1433-6627
○		(株)ヤマジン	山形村7170-1	98-2261
北安曇郡				
○	○	(有)テクノ安曇野	池田町池田2312-2	0261-62-7005
千曲市				
	○	東亜化工機(株)千曲支店	寂時785-1	026-273-0123
県外				
○		(株)イースマイル	大阪市中央区瓦屋町3-7-3	06-7739-2525
○		ソーワテクニカ(株) 南信営業所	横浜市鶴見区駒岡3-18-17	0266-75-2126

道 路

問 建設課 ☎52-0280

■道路損傷の通報

市道舗装のひび割れや陥没、穴（ポットホール）を発見した際は、市役所建設課まで通報をお願いします。

■市道の除雪・融雪

市では、積雪量に応じて幹線道路を中心に除雪を行います。身近な生活道路、歩道等の除雪については地域の皆様のご協力をお願いいたします。

また、凍結防止剤散布は交通量の多い幹線道路などへ散布します。

散布路線以外の市道については、各区へ融雪剤を配布していますが、市役所建設課または各支所でも配布しています。必要な場合は建設課にご相談ください。

■交通安全施設の整備

カーブミラー、ガードレール、路面標示や警戒標識などの整備は、地元区からの要望を優先して整備しております。お困りの場合は地元区長にご相談ください。

■占用行為について

市が管理する道路や河川等において、工作物を設置し、継続して道路や河川を使用する場合には、法律や条例により当該管理者の許可が必要となります。

占用行為を行う場合は、申請書に必要事項等を記入の上、事前に塩尻市役所建設課まで提出してください。
※占用行為には、占用料をお支払いいただく場合もございますので、事前に建設課までお問い合わせください。

●道路占用の申請について

市道敷に電柱や工事用足場、街灯、水管等を設置又は埋設をする場合には道路法による道路占用許可申請が必要となります。

●公共物の占用について

市が管理する河川や用水路、認定外道路（赤線）、水路（青線）等の公共物において、工作物の設置等を行う場合には、公共物管理条例による許可申請が必要となります。

建築・住宅

問 建築住宅課 ☎52-0280

建築物等を建てる際は、建築確認申請を

建物を建築される際は、建築確認申請が必要になります。また、床面積が変わらない屋根・外壁等の主要構造部の過半以上の修繕・模様替を行う際や、建物の用途を変更する際も、建築確認申請が必要になる建物があります。なお、準防火地域外で床面積が10平方メートル以下の増改築を行う場合は、建築確認申請が不要な場合もあります。

市営住宅等の入居資格

問 長野県住宅供給公社
塩尻総合文化センター内 ☎0263-87-7420

住宅ごとに申込資格等が異なるのでご注意ください。
各住宅とも入居者資格はすべての要件を満たす人が対象となります。

市営住宅

入居者資格

- 現に住宅に困窮していることが明らかな人（持ち家が無い人）
- 現に同居し、又は同居しようとする親族（入居時に入籍できる婚約者を含む）がある人
※単身入居は、60歳以上あるいは身体障害者等一定の条件をみたす方のみ
- 現在、市内に住所、又は市内に一定の勤務場所を有する人
- 市税等を滞納していない人
- 所得が基準額以下である世帯であること（別表参考）
※世帯の年間総所得から各種控除額を引き12で割った金額が、一般世帯で15万8千円以下、裁量世帯で21万4千円以下であること
- 申込者及び同居者が暴力団員等でないこと

別表 世帯全員分の年間総所得額早見表

世帯人数	1人	2人	3人
一般基準（上限）	1,896,000	2,276,000	2,656,000
裁量基準（上限）	2,568,000	2,948,000	3,328,000
世帯人数	4人	5人	6人
一般基準（上限）	3,036,000	3,416,000	3,796,000
裁量基準（上限）	3,708,000	4,088,000	4,468,000

- 備考1：上記は同居親族控除（同居者と同居外扶養親族の数に380,000を掛けた額）以外の控除をしていません。
- 備考2：入居後に上記基準を上回った場合は、割増家賃の適用や明渡努力義務等が発生します。
- 備考3：裁量世帯とは、身体障害者1級から4級の方を含む世帯、精神障害者1級から3級の方を含む世帯、知的障害者A1からB2の方を含む世帯、中学校卒業前の子供がいる世帯、申込者が60歳以上の人で、かつ同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の世帯等

■特定公共賃貸住宅

（贄川団地A・贄川団地B・平沢団地・奈良井団地）

居住環境が良好な賃貸住宅が不足している地域にある中所得者対象の住宅です。

●入居者資格

- 現に同居し、又は同居しようとする親族（入居時までに入籍できる婚約者を含む）がある人
- ※ただし単身入居可能住宅である贄川団地Bを除く
- 現在、市内に居住し、又は居住しようとしている人で自ら居住するために住宅を必要としていることが明らかなこと
- 所得が月額で15万8千円以上48万7千円以下の人
- 市税等を滞納していない人
- 申込者及び同居者が暴力団員等でないこと

■榑川地区定住促進住宅

（宮下団地・奈良井宿中町団地）

榑川地区の定住人口の増大を図るための住宅です。

●入居者資格

- 現在、市内に居住し、又は居住しようとする人で、自ら居住するために住宅を必要としていることが明らかなこと
- 市税等を滞納していない人
- 申込者及び同居者が暴力団員等でないこと
- ※単身入居可能

■北小野地区若者定住促進住宅

北小野地区に若者の定住人口の増大を図るための住宅です。

●入居者資格

- 現在、市内に居住し、又は居住しようとしている人で自ら居住するために住宅を必要としていることが明らかなこと
- おおむね40歳以下で構成する世帯の人
- 配偶者及び同居しようとする親族がある人
- 市税等滞納がない人
- 申込者の所得が家賃の2倍以上ある人
- 申込者及び同居者が暴力団員等でないこと



年金・保険



国民年金

問 市民課国保年金係 ☎52-0772

国民年金の手続き

届出の必要事項		手続きに必要なもの
会社を退職したとき	60歳未満で退職された方、退職された方に扶養されていた60歳未満の配偶者の方は種別変更の手続きが必要です。	☐ 年金手帳又は基礎年金番号通知書 ☐ 退職日の確認できる書類（退職証明書、厚生年金保険被保険者資格喪失証明書、雇用保険被保険者離職票等）
配偶者の被扶養者でなくなったとき	60歳未満の方は種別変更の手続きが必要です。	☐ 年金手帳又は基礎年金番号通知書 ☐ 扶養喪失日が確認できる書類（健康保険被保険者資格喪失証明書等）
厚生年金、共済年金加入中の配偶者が65歳になったとき	60歳未満の方は種別変更の手続きが必要です。	☐ 年金手帳又は基礎年金番号通知書
60歳以上で任意加入したいとき	年金受給額を増やしたい場合や、老齢基礎年金の受給要件（納付期間）を満たすために加入（保険料を納付）するためには手続きが必要です。	加入年齢等により必要書類が異なります。市民課国保年金係へお問い合わせください。
保険料納付の免除、納付猶予（50歳未満の方）、学生納付特例の申請をしたいとき	国民年金の保険料の免除等を申請することができます。所得等による審査により決定されます。	☐ 年金手帳又は基礎年金番号通知書 ※失業を理由に申請する場合は、上記のほかに次の書類が必要です。 ☐ 雇用保険受給資格者証のコピー又は雇用保険被保険者離職票のコピー ※学生納付特例の申請には、上記のほかに次の書類が必要です。 ☐ 大学等に在籍していることが確認できる書類（学生証【両面のコピー】又は在学証明書【原本】）
保険料納付の法定免除の要件に該当したとき	障害基礎年金、厚生年金等の障害年金（2級以上）を受給している方、生活保護法の「生活扶助」を受給している方、厚生労働大臣が指定する施設（ハンセン病療養所、国立保養所等）に入所している方は保険料の納付が免除されます。	☐ 年金手帳又は基礎年金番号通知書 ☐ 年金証書
国民年金に加入している方が出産※したとき ※妊娠85日（4か月以上）の出産で、死産・流産・早産された方を含みます。	出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。	（出産前の届出の場合） ☐ 年金手帳又は基礎年金番号通知書 ☐ 母子健康手帳等の出産予定日のわかるもの （出産後の届出の場合） ☐ 年金手帳又は基礎年金番号通知書
年金の請求をするとき	老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等を受け取るためには請求手続きが必要です。	老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等により必要書類が異なります。市民課国保年金係へお問い合わせください。
国民年金に加入している方や国民年金を受給している方が亡くなったとき	死亡一時金や未支給年金の請求手続きが必要になる場合があります。	それぞれに必要な書類が異なります。市民課国保年金係へお問い合わせください。

※上記のほか、お手続きすべてにマイナンバー（マイナンバーカードなど）が分かる書類が必要となります。

国民年金の加入者と保険料

保険者の種別と納付方法

種別	内容	保険料の納め方等
第1号被保険者	自営業、農林漁業、学生、無職、またその配偶者等	市役所の市民課国保年金係で手続きをします。保険料は金融機関等で納付します。
第2号被保険者	会社員、公務員等、厚生年金、共済年金に加入されている方	勤務先の担当者が、該当年金の加入手続きを行うことにより第2号被保険者となり、保険料は給与から天引きされます。
第3号被保険者	会社員、公務員等、厚生年金、共済年金に加入されている方の被扶養配偶者	配偶者の勤務先で手続きをします。保険料は、配偶者の加入している年金制度がまとめて拠出します。

国民年金の加入者

①20歳から60歳になるまでの日本国内に居住している方（強制加入）

②希望により加入できる方（任意加入）

厚生年金保険、共済組合等に参加していない方で、次の要件に該当する方は任意加入をすることができます。

- 海外に居住する20歳以上65歳未満の日本人
- 年金受給に必要な資格期間の足りない方、過去に未納期間があり、老齢基礎年金を満額受けられない60歳以上65歳未満の方
- 昭和40年4月1日以前に生まれた方で、年金受給資格期間の足りない65歳以上70歳未満の方、海外に居住する65歳以上70歳未満の日本人で、基礎年金等の受給権を有していない方（特例任意加入）

国民年金保険料の金額等

国民年金の第1号被保険者の保険料は年度ごとに決定します。

●参考：令和6年度16,980円

令和7年度17,510円（予定）

国民年金の保険料に加えて、1か月あたり400円の付加保険料を納付すると、200円に付加保険料納付月数を乗じた金額が老齢基礎年金に加算され給付されます。

※保険料をまとめて前納すると割引になる制度があります。

※付加保険料を希望される場合は申し込みが必要です。

※経済上、保険料の納付が困難な場合には、申請による免除や納付猶予の制度があります。また、学生を対象とした学生納付特例制度もあります。

①法定免除

●障害基礎年金及び厚生、共済の各障害年金（1、2級）を受給している方

●生活保護法による生活扶助を受けている方等

②申請免除

●本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合、申請により保険料の納付が全額免除又は一部免除となります。

③納付猶予

●50歳未満の方（学生を除く）で、本人、配偶者それぞれの前年等の所得が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合、申請により保険料の納付が猶予されます（世帯主の所得は問いません。）。

④学生納付特例

●大学等に在学している学生で、前年所得が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

⑤追納制度

●過去に保険料免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた方で、保険料を納付できる状況になった時は、10年間遡って保険料を追納することができます。ただし、納付額は、経過期間に応じて加算された金額になります。

⑥産前産後期間の保険料免除

●出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

介護保険

問 介護保険課 ☎52-0285

介護サービスの利用方法

介護サービスの利用を希望される方は、介護保険課介護保険係の窓口で要介護・要支援認定の申請をしてください。

■申請に必要なもの

- ☐ 要介護・要支援認定申請書
- ☐ 介護保険の保険証（第1号被保険者（65歳以上の方）の場合）
- ☐ 健康保険の保険証もしくは資格確認書
- ☐ マイナンバーの確認ができるもの
- ☐ 申請者の本人確認ができるもの
- ☐ 印鑑（本人署名欄を代筆する場合のみ）

■サービスを利用するまでの手続きの流れ

①申請

介護サービスの利用を希望される方は、市の介護保険課介護保険係の窓口で「要介護・要支援認定」の申請を行います。

②認定調査と主治医意見書

●認定調査（一次判定）

市の調査員が心身の状況を調べるために、本人と家族などへ聞き取り調査を行います。認定調査は、ご自宅や入院施設先に調査員が訪問します。

●主治医の意見書の作成

市が主治医に心身の状況について医学的立場での意見書の作成を依頼します。

③介護認定審査会による審査・判定（二次判定）

認定調査の結果と主治医の意見書を基に、介護の必要性や程度について、介護認定審査会で審査します。ここで、介護を必要とする度合いが決定されます。

④認定結果の通知

認定結果は、申請日から**おおむね30日程度**かかります。認定は、「要支援1・2」又は「要介護1～5」のいずれかに分かります。

要介護度	利用できるサービス
認定（要支援1・2）	「介護予防サービス」が利用できます。
認定（要介護1～5）	「居宅サービス」又は「施設サービス」が利用できます。
非該当（自立）	介護保険のサービスは、利用できませんが、一定の条件を満たす方は、市が実施する総合事業又は介護予防事業への参加ができます。

⑤介護サービス計画の作成

介護サービス計画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成

要介護度	計画作成者
要支援1・2	「地域包括支援センター」又は「居宅介護支援事業者」へ連絡し、契約する必要があります。担当の職員がケアプランを作成します。
要介護1～5	●居宅サービスを利用する場合 「居宅介護支援事業者」へ連絡し、契約する必要があります。担当のケアマネジャーが、ケアプランを作成します。 ※小規模多機能型居宅介護の場合は利用を希望する事業所に直接申し込みをします。 ●施設サービスを利用する場合 入所を希望する施設へ直接申し込みをします。施設が施設サービスのケアプランを作成します。

⑥介護サービスの利用

居宅・施設サービスの申請に基づいてサービスを利用します。利用者は、所得状況等に応じて費用の1割～3割を負担します。

⑦更新申請

認定の有効期間は、原則として6か月～48か月です。引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間が切れる前に改めて申請をしてください（有効期間満了日の60日前から申請ができます。）。
※途中で要介護状態が変化したときは、変更申請をすることができます。

地域包括支援センター

要介護認定の結果が自立の方（介護保険の対象とはならないケース）は、地域包括支援センターが支援します。

地域包括支援センターへの相談の結果、総合事業の利用が望ましいと判断された方は、市が実施する総合事業が利用できます。詳しくは、お住まいの地域包括支援センターへお問い合わせください。

●中央地域包括支援センター

（お住まいが大門、塩尻東、北小野地区の方）

☎52-0280(代) 内線2131・2132

●北部地域包括支援センター

（お住まいが高出、広丘、片丘、吉田地区の方）

☎88-3314

●西部地域包括支援センター

（お住まいが洗馬、宗賀、櫛川地区の方）

☎88-9005

介護保険施設

介護保険施設には、目的別に①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、②介護老人保健施設、③介護医療院があります。施設に入所した場合には、介護サービス費用の利用者負担のほか、居住費と食費の自己負担（保険外）が必要です。

※市民税非課税世帯で、本人及び配偶者の預貯金等が一定額以下の方には、申請により特定入所者介護（介護予防）サービス費（居住費、食費の負担軽減）が受けられます。

施設サービスの負担額

介護サービス
費用の
1割～3割

+

居住費



+

日常生活費



+

食費



介護保険料の納め方

介護保険料は、原則として年金からの天引きにより納付いただきますが、年金の受給額などによっては、年金からの天引きができない場合があります。年金の天引き以外で納付される方は、納付書か口座振替で納付することとなります。

※介護保険料につきましては、介護保険法の規定により特別徴収（年金天引き）から口座振替への納付方法の変更はできませんので、ご了承ください。

■特別徴収（年金からの天引き）について

年金からの天引きにより介護保険料を納める方は、老齢・退職年金、遺族年金又は障害者年金が年額18万円以上の方が対象となっており、納付方法を特別徴収と呼んでいます（老齢福祉年金、寡婦年金、恩給等については、特別徴収の対象となっておりません。）。

ただし、次の方は、一時的に納付書での納付（普通徴収）となります。

- 65歳（第1号被保険者）になってからの一定期間（特別徴収になるまでの期間）
- 他市町村から転入した場合
- 所得申告のやり直しや、申告が遅れた場合で保険料段階が変更になった場合
- 年金を担保に借入れをした場合
- 受給年金の種類が変更になって特別徴収ができなくなった場合

65歳になられた方や、他市町村から転入された方におかれましては、老齢・退職年金、遺族年金又は障害者年金が年額18万円以上の場合、順次、特別徴収（年金からの天引き）に切り替わります。切り替わる時期は、基準日により異なります。

※過去に特別徴収で納めていた方で、現況届けの出し忘れ等の理由で特別徴収が中止になった方におかれましては、中止になった事由が解消された場合に特別徴収に切り替わりますが、基準日は4月1日となります。

■保険料の納付について

①特別徴収の方（年金からの天引き）

2か月に1回支払われる年金から介護保険料が天引きされます。

②普通徴収の方

納付書に記載されている納期限までに、指定の金融機関、コンビニ又はスマートフォンアプリ等で納めていただきます。口座振替契約をされている場合は、各納期限に自動振替になりますので、口座残高の確認をお願いします。保険料の納付方法は、特別徴収又は普通徴収となりますが、次の方は併用になる場合があります。

●申告期間後に所得申告をされた方等で、保険料の所得段階が変更になった方

■保険料の納付場所（普通徴収）

介護保険料は、塩尻市役所の指定金融機関であれば口座振替が可能です。口座振替をご希望の方は、「塩尻市市税等口座振替依頼書」を記入して、契約される金融機関窓口へ提出してください（振替開始まで申し込みから2か月ほどかかります）。依頼書は、連絡をいただければ郵送いたします（市役所介護保険課窓口、市内金融機関窓口にも常備してあります）。

口座振替契約の手続きが完了しますと、契約内容、開始期の記載された通知書をお送りしますので、ご確認ください。

●手続き場所

●各金融機関の窓口（該当金融機関一覧は、塩尻市ホームページを参照ください）

●必要なもの

☐口座振替を希望する金融機関名、支店名、口座の番号等のわかるもの

☐通帳お届け印

■介護保険料

■65歳以上の方（第1号被保険者）

第1号被保険者（65歳以上の方）に納入いただく塩尻市の介護保険料の令和6年度から令和8年度までの基準額は、65,400円（年額）です。この基準額に所得段階ごとに設定した保険料率を乗じて保険料が決まります。

■令和6年度から令和8年度

所得段階は、本人の課税状況や前年の合計所得金額等のほか、世帯員の課税状況によって13段階に区分されます。

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料
第1段階	生活保護を受けている人又は世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人又は世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.285	18,630円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.485	31,710円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.685	44,790円
第4段階	世帯員に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.85	55,590円
第5段階	世帯員に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	基準額	65,400円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.15	75,210円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	85,020円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	98,100円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.55	101,370円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.75	114,450円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×1.80	117,720円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×1.90	124,260円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.00	130,800円

※合計所得金額について

第1～5段階の人は公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

国民健康保険制度

問 市民課国保年金係 ☎52-0772

国民健康保険にかかわる届出について

次のような異動があったときには、原則14日以内に届出をしてください。

- ※届出は、世帯主又は本人、同一世帯の家族の方が行えます。なお、届出をする方のご本人確認ができるものが必要です（運転免許証、マイナンバーカードなど）。
- ※届出に必要なもの以外に、お手続きすべてにマイナンバーが分かる書類（マイナンバーカードなど）が必要となります。

国保に加入する場合

届出が必要なとき	届出に必要なもの
ほかの都道府県から転入したとき	☐ 転出証明書
職場の健康保険などを脱退したとき	☐ 退職証明書（退職日がわかるもの）
職場の健康保険などの被扶養者からはずれたとき	☐ 被扶養者からはずれた証明書
子どもが生まれたとき	☐ 母子健康手帳
生活保護を受けなくなったとき	☐ 生活保護廃止決定通知書

国保を脱退する場合

届出が必要なとき	届出に必要なもの
ほかの都道府県へ転出するとき	☐ 「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」
死亡したとき	
職場の健康保険などに加入したとき	☐ 国保とお勤め先の両方の「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」
職場の健康保険などの被扶養者になったとき	
生活保護を受けるようになったとき	☐ 「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」 ☐ 生活保護開始決定通知書

その他

届出が必要なとき	届出に必要なもの
同じ都道府県内の市区町村から転入してきたとき	☐ 転出証明書
同じ都道府県内の市区町村に転出するとき	☐ 「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」
世帯が分かれたり、一緒になったとき	
就学のため別に住所を定めるとき	☐ 「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」 ☐ 学生証又は在学証明書
交通事故など他人の行為でけがをして、国民健康保険を使って医療を受けるとき	☐ 印鑑 ☐ 「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」 ☐ 交通事故証明書（後日でも可）

病院などの窓口で支払う負担割合

国民健康保険で診療を受けるときの自己負担は、3割（義務教育就学前まで2割）です。70歳以上の方は2割（一定以上所得者は3割）です。

70歳になられる方は、お誕生日の属する月の翌月（1日の場合はその月）から70歳以上の負担割合が適用となります。

0～6歳	2割
7～69歳	3割
70～74歳	2割又は3割（一定以上所得者の方）

後期高齢者医療制度

問市民課国保年金係 ☎52-0772

75歳以上の方全員（生活保護を受けている方などを除く）が加入する医療保険で、65歳以上で一定の障がいがある方も、申請により加入できます。長野県後期高齢者医療広域連合が運営し、広域連合と県内すべての市町村が協力して事務を行っています。

被保険者になる方

- 75歳以上の方
- 65歳以上75歳未満で一定程度の障がいがあり、加入の申請をされた方
- ※国民健康保険やお勤め先の健康保険などの被保険者だった方や、その被扶養者であった方も、後期高齢者医療制度の被保険者となります。
- ※生活保護を受けている方は、被保険者になりません。

被保険者となる日

- 75歳になったとき（75歳の誕生日当日から）
- 65歳以上75歳未満で一定程度の障がいがあり、申請によって広域連合から認定されたとき
- 生活保護が廃止になったときなど

被保険者となる方には、1人に1枚「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」を交付します。75歳の誕生日までに、長野県後期高齢者医療広域連合からご自宅へ郵送されます。

また、毎年8月1日を基準日として一部負担金（窓口負担）の割合を判定し直します。なお、年度の途中で世帯構成に変更があった場合等も判定をし直します。判定の結果、一部負担金の割合が変更になる場合には、お知らせします。

医療機関等にかかるときは

医療機関等にかかるときは、かかった医療費の1割から3割を負担していただきます（一部負担金）。

また、その一部負担金の割合は、前年の所得に応じて決まります。

なお、年金等所得額の更生があった場合は、さかのぼって負担金の割合が変わることがあります。

3割負担	現役並み所得者	住民税課税標準額※が145万円以上の方及び同一世帯の方 ただし、次に該当する場合は、1割又は2割となります。 ■以下の「基準収入額」の適用が広域連合で認定された場合 ①同一世帯に被保険者が1人の場合で、その方の収入額が383万円未満 ②同一世帯に被保険者が2人以上いる場合で、被保険者全員の収入合計額が520万円未満 ③同一世帯に被保険者が1人で、その方の収入額は383万円以上だが同一世帯の70歳から74歳までの方の収入を含めた収入合計額が520万円未満 ■昭和20年1月2日以降に生まれた方で、本人及び同一世帯の被保険者の基礎控除（43万円）後の総所得金額等の合計が210万円以下の場合 ※前年12月31日現在において世帯主であり、同一世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の世帯員（その者が給与所得を有する場合には給与所得金額から10万円を控除する。）がいる場合、「33万円×16歳未満の人数+12万円×16歳以上19歳未満の人数」が調整控除として控除されます。
2割負担	一般Ⅱ	①世帯内に被保険者が1人の場合 「住民税課税標準額※が28万円以上」かつ「公的年金収入額とその他の合計所得金額の合計が200万円以上」 ②世帯内に被保険者が2人以上いる場合 「世帯内の被保険者で、住民税課税標準額が最大の方の課税標準額が、28万円以上」かつ「世帯内の被保険者全員の公的年金収入額とその他の合計所得金額の合計が320万円以上」の方及び同一世帯の方 ※前年12月31日現在において世帯主であり、同一世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の世帯員（その者が給与所得を有する場合には給与所得金額から10万円を控除する。）がいる場合、「33万円×16歳未満の人数+12万円×16歳以上19歳未満の人数」が調整控除として控除されます。

1割負担	一般Ⅰ	現役並み所得者・一般Ⅱ（2割負担）・住民税非課税世帯以外の方
	区分Ⅱ	同一世帯の全員が、住民税非課税である方（区分Ⅰ以外）
	区分Ⅰ	同一世帯の全員が、住民税非課税で、それぞれの各収入から必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算し、給与所得を有する場合は給与所得の金額から10万円を控除する。）を差し引いたときに0円となる方

■保険料の計算方法

保険料の額は、その方の所得に応じて負担いただく部分（所得割額）と被保険者の方全員に等しくご負担いただく部分（均等割額）の合計額になり、被保険者ごと一人ひとり計算しています。

1年間の保険料 限度額80万円 （昭和24年3月31日以前に生まれた方、 障害認定の方の令和6年度の賦課限度額は73万円）	
Ⅱ	
均等割額 【1人当たりの額】 44,365円	所得割額 【本人の所得に応じた額】 ①（所得－43万円）×9.45% （令和6年度は①が58万円以下の場合8.56%）

※保険料率は、今後見込まれる医療費などの推計を基に2年ごとに見直すことになっています。
 ※令和6年度・7年度の保険料率です。

■均等割の軽減

所得の低い世帯の被保険者は均等割額が軽減されます。

●均等割の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額を合計した額	軽減後の均等割額	
43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の場合	7割軽減	13,309円／年
43万円＋（29.5万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の場合	5割軽減	22,182円／年
43万円＋（54.5万円×被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の場合	2割軽減	35,492円／年

※令和6年度の場合です。
 ※「前年の総所得金額」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額など）を引いた金額です。
 ※「給与所得者の数」とは、世帯内の被保険者と世帯主のうち、55万円を超える給与収入を有する者の数と公的年金等の収入が125万円（その者が65歳未満の場合は60万円）を超える者（給与所得を有する者を除く）の数の合計です。
 ※65歳以上の方の公的年金所得からは、軽減判定の際15万円を限度として高齢者特別控除があります。
 ※所得税における「専従者控除」、「居住用財産を収容により譲渡した場合等の特例」の適用はありません。
 ※所得申告がない場合は、軽減されないことがあります。

■保険料の減免

災害や火災などで著しい被害を受けたときなどに、申請により、保険料が減免となる場合があります。

■保険料の納め方

保険料の納め方は、「特別徴収（年金天引き）」が基本です。

次の要件に当てはまる人は、加入から1年程度で「特別徴収（年金天引き）」が開始されますが、当てはまらない人及び切り替わるまでの期間は「普通徴収（口座振替又は納付書）」で納付いただきます。

- 介護保険料を特別徴収（年金天引き）で納付している。
- 対象の年金の受給額が年額18万円以上である。
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、対象の年金受給額の半分以下である。



高齢者支援事業

問 介護保険課・地域共生推進課 ☎52-0280

高齢者の生活支援サービス

以下のサービスを利用するには、事前に申請書を提出していただく必要があります。

■高齢者にやさしい住宅改良促進事業

高齢者（65歳以上の方）の居住環境を改善し、日常生活をできる限り自力で行えるよう支援することにより、本人及び家庭介護者の負担軽減を図るための住宅改良に要する費用を助成します。

対象者	世帯全員の現年度（4月から6月までに申請する場合は前年度）の市町村民税の所得割が非課税で、次のいずれかに該当する方 ①要介護認定で要支援か、要介護の認定を受けた方 ②障害の程度が1級から3級までに該当する身体障害者手帳の交付を受けた方 ③その他支援が必要と認められる方
対象工事	対象者の常時使用する居室等の生活環境を整備することで、自立を促すとともに介護者の負担軽減を図る目的であり、かつ必要と認められた次のいずれかに該当する工事 ①介護保険法に定める住宅改修にかかわる工事 ②その他必要と認められる工事
補助額	63万円を限度とする
申請方法	介護保険課介護相談係（☎52-0280（内線）2133）に申請してください。

■緊急通報体制整備事業

急病や災害等の緊急時に、迅速に通報できる装置のレンタル時の利用料を補助します。

対象者	65歳以上で構成される高齢者世帯かつ市民税非課税世帯
機器	事業者からレンタル
補助額	①月額レンタル料金 料金の半額（上限2,000円） ②設置及び撤去費用 料金の半額（上限6,000円） ※事業者により異なります。
申請方法	地域共生推進課高齢支援係（☎52-0280（内線）2127）に申請してください。

■高齢者世帯へのタクシー利用助成について

①タクシー利用助成券の支給（メーター料金制の車いすタクシーを含む）

自動車等の交通手段を持たない在宅生活の高齢者世帯かつ市民税非課税世帯の世帯員に対してタクシー利用助成券を交付します。

対象者	①75歳以上で構成され、自動車等の交通手段を持たない世帯の世帯員 ②70歳以上で構成され、自動車等の交通手段を持たない世帯において、要介護認定により要介護1以上と認定されている世帯員
助成券	普通車タクシーに利用できる500円券を月2.5枚（年間最大30枚、月割で交付する場合は、端数切り上げ）
申請方法	自動車等の交通手段を持たないことについて民生委員の証明が必要です。お住まいの地区の民生委員を通して地域共生推進課高齢支援係（☎52-0280（内線）2127）に申請してください。

※檜川地区の方は、利用することができませんので、檜川地区の福祉有償輸送サービスをご利用ください。

②寝台タクシー利用料金の助成（事前登録・償還払い制）

自宅と医療機関等の間の送迎に、車椅子又は寝たまま乗車できるタクシーを利用する場合、助成を受けることができます。（助成を受ける場合、あらかじめ登録が必要となります。）

対象者	在宅で介護を受けている要介護認定3、4、5の方
助成の上限	片道料金の半額（8,000円を限度とする）までを助成。ただし、年間最大24回まで。 ※あらかじめ利用者登録の申請が必要です。申請日より助成の最大回数が変わります。
申請方法	地域共生推進課高齢支援係（☎52-0280（内線）2127）に申請してください。

■訪問歯科健診

自ら歯科健診を受ける事が困難な方に対し、訪問による健診を行い口腔状態や機能の改善を図ります。

対象者	市内に住所を有し、介護を受けている方
主な内容	歯科衛生士による事前訪問。その後歯科医師、歯科衛生士が自宅に訪問して歯科健診を行います。
健診日	月1～2回 要予約
利用者負担額	無料
申請方法	介護保険課介護相談係（☎52-0280（内線）2131）に申請してください。

家族介護支援事業

家族介護者交流事業

高齢者を介護している家族に対し、介護者相互の交流会や講座を開催します。

対象者	在宅で介護をしている介護者
主な内容	家庭介護講座・交流会の開催
参加方法	別途ご案内します。介護保険課介護相談係（☎52-0280（内線）2133）に申込みをしてください。

家族介護者慰労金の支給

在宅で180日以上介護している家族に対し、慰労金を支給します。

対象者	在宅で要介護認定3、4、5の方を180日以上介護しているご家族の方
受付時期	年に1回（10～11月） ※別途ご案内します。
申請方法	介護保険課介護相談係（☎52-0280（内線）2133）に申請してください。

徘徊高齢者家族支援サービス

認知症による徘徊（はいかい）のある方に、探索機器をもつことによって、徘徊時の所在を明らかにするとともに、事故防止を図り、家族による在宅介護を支援するサービスです。

対象者	在宅で徘徊のある65歳以上の者を介護している、市内に住所を有する在宅の介護者
探索機器	事業者から貸与（携帯型と靴型から選べます）
利用者負担額	●1か月あたりの利用料の3/10 ●探索又は探索機の追加機能利用に係る経費 ●付属品の購入費等初期整備に係る経費（市の負担、上限10,000円を超えた経費）
申請方法	介護保険課介護相談係（☎52-0280（内線）2133）に申請してください。

火災警報器・電磁調理器の給付

火災発生時の早急な発見、火災予防を可能にし、在宅生活での安全性の向上を図るサービスです。

対象者	65歳以上の独り暮らし高齢者又は要介護高齢者のいる65歳以上の者のみで構成される世帯かつ市民税非課税世帯
機器	あらかじめ市が決定した機器を1世帯に1台現物給付（取付け費込）
申請方法	地域共生推進課高齢支援係（☎52-0280（内線）2127）に申請してください。

やすらぎ支援員派遣事業

在宅で認知症高齢者を介護する家族の介護負担軽減のために、高齢者の自宅を支援員が訪問し、見守りや話し相手を行います。原則として、身体介護や生活支援は行いません。

対象者	何らかの認知症状のあるご本人及びその方を在宅で介護しているご家族（市内に居住している方）
利用者負担額	無料
派遣回数	原則1週間に1回 1時間から1時間半程度
申請方法	介護保険課介護相談係（☎52-0280（内線）2133）に申請してください。

配食見守りサービス

栄養改善が必要な高齢者の自宅に安否確認を兼ねて食事をお届けするサービスです。

対象者	65歳以上の高齢者世帯で、栄養改善が必要な方かつ住民税非課税世帯
利用者負担額	市の助成額 1食当たり200円を超えた額 ※カロリー調整食等の負担額についてはお問い合わせください。
申請方法	介護保険課介護相談係（☎52-0280（内線）2133）に申請してください。

介護用品券の支給

要介護認定4又は5と認定された方を在宅で介護している住民税非課税世帯に対して、おむつ等の介護用品が購入できる介護用品券を支給します。

支給対象者	要介護認定4又は5の方を在宅で介護している家族で、住民税非課税世帯の方
支給額	2,500円の券を月3枚（月7,500円）
購入できる物	紙おむつ・尿とりパッド・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプー・使い捨て防水シートなどの消耗品で、介護を受けている方のために使用するもの ※ご家族だれでも使用できるもの、洗濯等により繰り返し使用できるものは除きます。
事業者	市内指定薬局又は市内で介護保険の福祉用具貸与等を行っている事業所
申請方法	介護保険課介護相談係（☎52-0280（内線）2133）に申請してください。

■訪問理美容サービス

身体状況などにより、理美容院に出向くのが困難な高齢者が、訪問理美容サービスを受けたときの利用者負担額の一部を補助します。

対象者	在宅で介護を受ける要介護認定3、4、5の方
補助額	介護保険課にお問い合わせください
事業者	市内指定理美容院

障がい福祉

問 福祉支援課 ☎52-0280（内線2115、2116）

障害者手帳の交付

■身体障害者手帳の交付

内容	身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、様々な福祉施策を利用するために必要な手帳です。なお、身体障害者福祉法による援護以外にも、電車、バス、飛行機などの交通機関を割引で利用する場合等にも利用できます。手帳は、障がいの程度によって、1級～6級に区分されます。
交付対象	視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そして機能の障がい者、肢体不自由者（上肢、下肢、体幹機能、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能の障がい者）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある方。
窓口	市福祉支援課
手続きに必要なもの	☐ 交付申請書 ☐ 指定医師による所定の診断書・意見書 ☐ 写真（縦4センチ×横3センチ正面脱帽） ☐ マイナンバーが確認できる書類及び本人確認ができる書類（詳しくは福祉支援課へ）

■精神障害者保健福祉手帳の交付

内容	精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいのある方が様々な福祉施策を利用するために必要な手帳です。障がいの程度によって、1級・2級・3級に区分されます。
交付対象	精神疾患を有する者のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方。
窓口	市福祉支援課
手続きに必要なもの	☐ 障害者手帳申請書 ☐ 医師による所定の診断書又は精神障がいを支給事由とする年金証書の写し ☐ 写真（縦4センチ×横3センチ正面脱帽） ☐ マイナンバーが確認できる書類及び本人確認ができる書類（詳しくは福祉支援課へ）

■療育手帳の交付

内容	療育手帳は、知的障がいのある方が、一貫した療育や様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によってA1・A2・B1・B2に区分されます。
交付対象	知的障がいのある方で児童相談所（18歳未満の児童）、知的障害者更生相談所（18歳以上の者）による判定を受けた方。
窓口	市福祉支援課
手続きに必要なもの	☐ 交付申請書 ☐ 写真（縦4センチ×横3センチ正面脱帽、3か月以内のもの）1枚 ☐ マイナンバーが確認できる書類及び本人確認ができる書類（詳しくは福祉支援課へ）

特別児童扶養手当

精神又は身体に障がいのある満20歳未満の児童を養育している方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、特別児童扶養手当が支給されます。

●対象

対象となる児童は、次のすべてに該当する場合です。他にも該当になる場合がありますので、お問い合わせください。

- ①障がいの程度が療育手帳の場合でおおむねA1・A2・B1、身体障害者手帳の場合でおおむね1～3級に該当する児童
- ②児童福祉施設（保育所・通園施設を除く）に入所していない児童
- ③障がいを支給理由とする公的年金を受けていない児童
- ④本人あるいは扶養義務者の所得が一定の限度額を超えない児童

●手当の支給

手当は認定請求をした月の翌月から支給されます。支給月は4月・8月・11月（各月とも11日）です。

支給される額は、特別児童扶養手当の1級（おおむね身障1・2級又は療育手帳A1・A2）に該当する場合、1人につき月額55,350円、2級（おおむね身障3級又は療育手帳B1）に該当する場合は1人につき月額36,860円となります。

●申請に必要なもの

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本
 - ②請求者、配偶者、対象児童、扶養義務者のマイナンバーのわかるもの
 - ③療育手帳又は身体障害者手帳
 - ④所定の診断書（省略できる場合がありますのでお問い合わせください）
 - ⑤認定請求者名義の金融機関の通帳（口座番号等わかるもの）
 - ⑥印鑑
- ※その他添付書類が必要になる場合があります。

福祉医療費給付金制度 (R6.10.1現在)

乳幼児等、心身障がい者、母子・父子家庭等の方が医療機関等にかかったときに支払った医療費を、県や市が補助する制度です。

●対象となる方

区分	対象要件
乳幼児等	●出生から高校3年生までの児童
障がい者	●身体障害者手帳 1級～4級をお持ちの方 ●療育手帳 A1～B2をお持ちの方 ●精神障害者保健福祉手帳 1級～3級をお持ちの方 ●65歳以上で、国民年金法施行令別表程度の障がいの状態にある方 ●戦傷病者手帳特別項症～第4項症をお持ちの方 ●身障4級以下で常時介護を必要とする20歳以上の方 ●特別児童扶養手当に該当する障がい児 ※障がい者（18歳以上）の方は特別障害者手当に準ずる所得制限があります。 ※身体障害者手帳4級の方は、本人が所得税非課税者に限ります。
母子・父子家庭等	●配偶者のない方又はこれに準ずる方で、20歳未満で高等学校等卒業までの児童を扶養する父又は母及びその児童 ●配偶者が重度の障がいにより長期労働能力を失っている方で、高等学校等卒業までの児童を扶養する父又は母及びその児童 ●父母のいない20歳未満で高等学校等卒業までの児童 ※児童扶養手当に準ずる所得制限があります。

●給付額

- 医療保険が適用される医療費の自己負担分から、1レセプトあたり500円の受給者負担金を差し引いた額が給付されます。ただし、入院時の食事代、生活療養費は支給対象となりません。
- 18歳までの児童（高校卒業まで）は、医療機関ごと、月ごと（1レセプトごと）に窓口で上限額500円（受給者負担金）を支払うことで、受診できます。

ご存知ですか？ 地域包括支援センター ～高齢者の総合相談窓口です～

「地域包括支援センター」は、地域で暮らす高齢者のみなさんを、介護、福祉、健康など様々な面から支える総合相談窓口です。みなさんが住みなれた地域で安心して生活していけるよう、関係機関と協力しながら支援していきます。何かお困りのある際は、ご相談ください。

■地域包括支援センターの仕事

- 様々な高齢者の相談に対応します。
 - 高齢者の権利を守ります。
 - 適切なサービスが提供できるよう支援します。
 - 介護予防を推進します。
 - 事業対象者及び要支援認定の方のケアプランを作成します。
- ※事業対象者：要支援認定を受けていない方で、基本チェックリストにより事業対象者に該当し、総合事業のサービスが受けられる方。

市内の地域包括支援センター

センター名	所在地	TEL
中央地域包括支援センター	塩尻市大門六番町4-6（保健福祉センター内）	52-0280
担当地区	東部エリア〔大門・塩尻東・北小野〕	
北部地域包括支援センター	塩尻市広丘野村2223（地域密着型特別養護老人ホームこまくさ野村渋池内）	88-3314
担当地区	北部エリア〔高出・広丘・片丘・吉田〕	
西部地域包括支援センター	塩尻市宗賀1298-514（すがのの郷内）	88-9005
担当地区	西部エリア〔洗馬・宗賀・榑川〕	



居宅介護支援事業所（ケアマネジャーの事業者）

事業者名	所在地	TEL
ひらいで・遺跡のまちケアマネジメント	大門五番町	53-2488
ニチイケアセンター塩尻ききょう	大門七区	51-0520
相澤居宅介護支援事業所しおじり	大門七区	53-8611
塩尻協立ケアプランセンター	棧敷	53-6166
ケアハウスえんれい	片丘南内田	53-3788
JA松本ハイランド塩尻福祉相談センター居宅介護支援事業所	広丘原新田	53-8881
居宅介護支援事業所社協ふれあい	広丘堅石	53-8851
居宅介護支援事業所福祉支援センターナカノ	広丘堅石	53-7058
居宅介護支援事業所こまくさ野村	広丘野村	53-5616
ケアオフィスウィッシュしおじり	広丘野村	50-5161
ロングライフ塩尻	広丘高出	53-8526
JA洗馬居宅介護支援事業所	洗馬芦ノ田	50-6177
まほろばケアマネージメントサービス	宗賀桔梗ヶ原	53-1330
居宅介護支援事業所せせらぎ	宗賀桔梗ヶ原	51-6222

※塩尻市内の事業所のみ掲載

小・中学校

問 学校教育課 ☎52-0830

小中学校の通学区域

塩尻市の通学区域は行政区で定められており、行政区と住所は異なる場合があります。お住まいの地域の指定校を確認したい場合は、お問い合わせください。

■小学校の通学区域

	学校名	区域（行政区名）
市立	塩尻東小学校	東山、柿沢、金井、上西条、中西条、下西条、堀ノ内、長畝、棧敷、町区、松原、みどり湖、峰原
市立	塩尻西小学校	大門一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、七番町、八番町、大門田川町、平出8組
市立	桔梗小学校	大門七区、郷原のうち8、10、11、12、13、14、15組、高出一区、二区、三区、四区、五区
市立	広丘小学校	原新田、堅石、野村、郷原のうち1、2、3、4、5、6、7、9組
市立	吉田小学校	吉田一区、二区、三区、四区、五区
市立	片丘小学校	南内田、北熊井、南熊井、中挟、君石、内田原
市立	宗賀小学校	桔梗ヶ原、平出（8組を除く）、床尾、洗馬、牧野、本山、日出塩、小井戸
市立	洗馬小学校	上組、元町、芦ノ田、太田、岩垂、下小曾部、上小曾部
市立	櫛川小中学校	贅川、平沢、奈良井
組合立	両小野小学校	北小野及び辰野町小野の区域

※組合立両小野小学校については、辰野町教育委員会（☎0266-41-1111（役場））にお問い合わせください。

■中学校の通学区域

	学校名	区域（行政区名）
市立	塩尻中学校	東山、柿沢、金井、上西条、中西条、下西条、堀ノ内、長畝、棧敷、町区、松原、みどり湖、峰原、大門一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、七番町、八番町、大門田川町
市立	丘中学校	南内田、北熊井、南熊井、中挟、君石、内田原、野村、吉田一区、二区、三区、四区、五区
市立	広陵中学校	大門七区、原新田、堅石、郷原、高出一区、二区、三区、四区、五区
市立	塩尻西部中学校	上組、元町、芦ノ田、太田、岩垂、下小曾部、上小曾部、桔梗ヶ原、平出、床尾、洗馬、牧野、本山、日出塩、小井戸
市立	櫛川小中学校	贅川、平沢、奈良井
組合立	両小野中学校	北小野及び辰野町小野の区域

■小規模特認校制度（櫛川小中学校）

小人数を活かしたきめ細やかな指導や特色ある教育環境下にある小規模校で一定条件のもと、お住まいの住所に基づく通学区域を越えて、市内全域（北小野地区を除く。）から特別に児童生徒の入学（転入学）を認める制度です。

■学校選択制（大門七区）

塩尻市の学校選択制は、児童数が増加傾向にある桔梗小学校について子どもたちが選択できる学びやすい適正規模の教育環境を整備するため、大門七区に住所を有する者に限り指定校である桔梗小学校以外に塩尻西小学校を選択できる制度です。

対象：①大門七区に住所を有する就学予定児童

②桔梗小学校の通学区域外から大門七区へ転居された児童

塩尻市奨学資金貸与制度

この奨学資金貸与制度は、成績優秀で向学心がありながら、経済的な理由により高等学校又は大学等への修学が困難である人に、故大野田正雄氏と故井上つる江氏からの寄付によって設立された基金を運用して、奨学資金を無利子で貸与するものです。

対象者

以下のすべてに該当する方が対象となります。

- 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、高等専門学校、大学又は短期大学で正規の修学年限内の人（大学院及び各種専門学校、通信制過程は除きます。）
- 親権者が塩尻市内に引き続き1年以上居住している人
- 経済的な理由から修学が困難な人
- 修学意欲が高く成績優秀で、向学心が旺盛な人
- 出身中学校、高等学校又は在学する高等学校、大学等の推薦を受けた人
- 他の制度から、別の奨学金の貸与又は給付を受けていない人

貸与額

区分				貸与額	
修学資金 (月額)	高等学校 高等専門学校	国立又は公立		15,000円以内	
		私立		20,000円以内	
	大学 短期大学	国立 又は 公立	自宅通学	30,000円以内	
			自宅外通学	40,000円以内	
		私立	自宅通学	40,000円以内	
			自宅外通学	50,000円以内	
入学一時金 (入学年度に限る)		高等学校 高等専門学校		100,000円以内	
		大学 短期大学		200,000円以内	

申請期間

毎年2月上旬頃から4月上旬頃までを予定

決定

提出された申請書等の内容を審査の上、4月末までに貸与の可否を通知します。

奨学資金の償還

奨学生でなくなった月の12か月後から、貸与期間の3倍の期間内で償還していただきます（繰上償還も可能です。）。

償還金の一部免除

大学及び短期大学の修学資金貸与者について、次の①～④のすべてを満たす場合には、償還金の一部免除を受けることができます。

一部免除条件

- ①卒業後、1年以内に就労すること。
- ②卒業後、1年以内に塩尻市内に住所を有し、卒業後5年（短期大学の場合は4年）を経過するときまで継続して市内に住所を有していること。
- ③免除を受けようとする年度において、市内に住所を有すること。
- ④奨学資金の償還について滞納がないこと。

免除対象年度

卒業後6年目以降（短期大学の場合は5年目以降）

免除上限額

各免除対象年度につき、貸与期間の3倍の期間で償還する場合の1年あたりの償還額の25%以内

幼児教育・保育施設

 保育課  52-0844

■ 保育園

家庭で十分な保育ができない場合にお子さんを保育する施設です。保護者が入園の要件を満たしている必要があります。

施設名		住所	電話	開所時間		入園できる年齢
				月～金曜日	土曜日	
公立	塩尻東保育園	峰原173-1	0263-52-7820	7:30～19:30	－	満6か月～5歳児
	みずほ保育園	長畝260	0263-54-0103	7:30～18:30	－	
	大門保育園	大門四番町7-13	0263-54-0485	7:30～19:30	7:30～18:00	
	日の出保育園	広丘高出2073-5	0263-52-7489	7:30～19:30	7:30～18:00	
	宗賀中央保育園	宗賀2411-1	0263-53-3380	7:30～19:30	7:30～18:00	
	片丘保育園	片丘4933	0263-54-0486	7:30～19:00	－	
	高出保育園	広丘高出1949-1	0263-52-7819	7:30～19:00	－	
	広丘野村保育園	広丘野村1788-80	0263-52-7818	7:30～19:00	7:30～18:00	
	吉田ひまわり保育園	広丘吉田1150-6	0263-58-0607	7:30～19:30	7:30～18:00	
	吉田原保育園	広丘吉田3037	0263-58-0608	7:30～19:00	－	
	広丘西保育園	広丘原新田279-5	0263-85-5430	7:30～19:30	7:30～18:00	
	広丘南保育園	広丘郷原1245-1	0263-54-0482	7:30～19:00	－	
	妙義保育園	洗馬2535-1	0263-52-7821	7:30～19:00	－	
	北小野保育園	北小野2894-1	0266-46-3602	7:30～18:30	－	
	檜川保育園	木曽平沢1490	0264-34-2320	7:30～18:30	－	
私立	社会福祉法人みのむし学園 よしだ保育園	広丘吉田498-2	0263-58-4326	7:30～19:00	7:30～18:00	満6か月～5歳児

※土曜保育は、土曜日にご家庭でお子さんを保育できない場合が対象となります。

■ 幼稚園

学校教育法に基づく教育施設で、入園の要件はありません。教育方針などの詳細は各園へお問い合わせください。

施設名		住所	電話	開所時間	入園できる年齢
私立	学校法人アイオナ学園 塩尻めぐみ幼稚園	大門七番町13-24	0263-54-0748	8:30～14:30 (預かり保育16:30まで)	満3歳～5歳児
	学校法人相澤学園 塩尻幼稚園	大門七番町5-20	0263-52-1893	8:30～14:30 (預かり保育16:30まで)	満3歳～5歳児

※入園手続きは各園へお問い合わせください。

■認可外保育施設

児童福祉法に基づく認可を受けていない施設です。県知事への届出を行い、乳幼児の保育を行っています。詳細は各施設へお問い合わせください。

施設名		住所	電話	開所時間	入園できる年齢
私立	自然ランドバンバン	洗馬3703-4	080-5143-0086	平日 9:00～14:00	3歳～5歳児
	ハートフルキッズ広丘保育園 (企業主導型保育事業所)	広丘原新田571-5	0263-88-7102	月～土 7:30～18:30	満6か月～3歳児

※入園手続きは各園へお問い合わせください。

■認定こども園

保育園と幼稚園の機能を併せ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。保育園部分は、保護者が入園の要件を満たしている必要があります。

施設名		住所	電話	開所時間（保育園部分）		入園できる年齢 （保育園部分）
				月～金曜日	土曜日	
私立	社会福祉法人サン・ビジョン サン・サンこども園グレイスフル塩尻	大門八番町9-10	0263-51-6214	7:30～19:00	7:30～19:00	満3か月～5歳児
	学校法人御子柴学園 よしだ幼稚園	広丘吉田498-1	0263-58-4312	7:30～18:30	7:30～18:00	2歳児～5歳児

※幼稚園部分の入園手続きは各園へお問い合わせください。

■地域型保育施設

0～2歳児を対象に、定員19人以下の少人数で保育を行う施設です。保護者が入園の要件を満たしている必要があります。

施設名		住所	電話	開所時間（保育園部分）		入園できる年齢 （保育園部分）
				月～金曜日	土曜日	
私立	合同会社グラベラ ひかりテラス保育園	広丘高出1819-8	0263-50-8905	7:30～18:30	7:30～18:00	満12か月～2歳児
	学校法人御子柴学園 みのむしのおうち	広丘吉田3198	0263-86-5310	7:30～18:30	7:30～18:00	満6か月～2歳児
	合同会社未来ファミリー 塩尻みらい保育園ひろおかキッズ	広丘原新田147-1	0263-88-5381	7:30～18:30	7:30～18:30	満6か月～2歳児
	社会福祉法人つるみね福祉会 郷原つつじ保育園	広丘郷原1765-37	0263-52-8825	7:30～18:30	7:30～18:30	満6か月～2歳児
	合同会社未来ファミリー 塩尻みらい保育園よしだキッズ	広丘吉田1050-1	0263-87-6607	7:30～18:30	7:30～18:30	満6か月～2歳児

■保育園等の入園要件及び必要な書類

保育園と認定こども園の保育園部分、地域型保育施設に入園できるのは、保護者のいずれもが下の表の「入園要件」のいずれかに該当する場合です。なお、**入園後にいずれの入園要件にも該当しないことが確認された場合や、必要書類が提出されない場合は、退園となります。**

入園要件	内容	必要書類
就労	1か月あたり64時間以上の労働を常態として いること ※会社勤務、自営業、農業、フルタイム、パートタイム、夜間勤務、テレワーク、内職など、就労形態は問いません。ただし、労働の対価が発生しない「手伝い」などは認められません。	就労証明書（市指定の様式で勤務する会社等が作成したもの） ※就労証明書の証明者が本人または親族である場合、最新の確定申告書、源泉徴収票等の写しが必要になります。 ※申込日から3か月以内に発行されたものが有効です。
妊娠・出産	保護者（母）が出産（予定）月の3か月前～6か月後であること	母子健康手帳の写し（保護者氏名と出産予定日が分かる部分）
疾病・障がい	保護者が「疾病」「負傷」「精神・身体の障がい」のいずれかに該当していること	①障がいがある方…障害者手帳の写し ②介護認定（要介護度2以上）を受けている方…介護保険被保険者証の写し ③①・②に該当しない方…保育ができないことに関する医師の診断書（市指定の様式）
介護・看護	1か月あたり64時間以上、同居親族の介護または看護をしていること	①と②の両方必要です。 ①次のいずれか1点 ・障害者手帳1・2級（療育手帳はA1・A2）の写し ・介護保険被保険者証（要介護度3以上）の写し ・医師による診断書（市指定の様式） ②介護・看護申立書（保護者ご自身でご記入ください） ※診断書については、保育課で申立書の内容を確認した後に医師に依頼してください。
災害復旧	地震・火災・風水害等に遭い、その復旧にあたっていること	り災証明書
求職活動	求職活動を継続的に行っていること（自営業の起業準備を含む） ※求職活動を理由とする場合の入園期間は3か月間以内となります。	なし
就学	大学、専門学校、職業訓練校等に就学していること ※1か月あたり64時間以上	在学証明書（入学前の場合は、合格通知書）及びカリキュラム等（日数及び時間が分かるもの）
虐待・DV	虐待やDVが行われている、またはそのおそれがあること	保育課及びこども未来課へご相談ください。
育児休業中の継続利用	育児休業をする際に、すでに保育園等を利用しているお子さんがいて、継続利用が必要と認める場合 ※0歳児から適用。	就労証明書（市指定の様式で勤務先の会社等が作成し、育児休業期間の記載があるもの）
3歳未満児の家庭育児	入園するお子さんのほかに3歳未満児を家庭で育児していること ※保育園、認可外保育施設など、お子さんが日々保育する施設に入園している場合は該当しません。 ※3～5歳児の入園に限り認められます。0～2歳児の入園には適用できません。	なし

※市指定の様式は市ホームページからダウンロードできます。

■入園の申し込みについて

●保育園・認定こども園（保育園部分）・地域型保育施設の申込み

●4月入園の場合

10月頃に次年度の入園申込みについて、「広報塩尻」や「市ホームページ」等でお知らせします。

4月からの入園を希望される方は、「保育園等入園のご案内」をご覧ください、申込を行ってください。

※年度途中に産休・育休からの復帰により就労することが確実な場合は、年度途中からの予約入園も可能です（公立保育園のみ）。

●5月以降の入園の場合

入園を希望される前月の15日（土日・祝日の場合は直前の平日）までに、保育課に申込書類一式を提出してください。

※3歳児クラス以上のお子さんが入園される場合、申込時にお子さんの面接を行いますので、事前に面談の予約を行ったうえでお子さんと一緒に保育課にお越しください。

■幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）

保育園と違い、特に入園の条件はありません。満3歳から就学前までのお子さんが入園できます。秋ごろに次年度の入園説明会が開催されます。年度途中の入園を希望する場合、園の定員等に空きがあれば受入れ可能です。申込み方法等の詳細は、各幼稚園等にお問い合わせください。

病児保育・病後児保育

問 保育課 ☎52-0844

■病児保育

当面病状の急変は認められないが、病気の回復期に至らない児童を保育します。

●実施施設

- 相澤病院3階病児保育室「ひだまり」 ☎33-8600
- 梓川診療所病児保育室「ハイジ」 ☎88-5681
- 丸の内病院病児保育施設「わかば」 ☎88-8608
- まつもと医療センター病児保育室「ひまわりハウス」 ☎58-3526

■病後児保育

病気の回復期にあつて集団生活が困難な児童を保育します。

●実施施設

- 塩尻市病後児保育室「はぐはぐ」 ☎52-7730

【共通事項】

■対象児童

市内に在住する生後5カ月～小学3年生（病後児保育においては、市外在住で保護者が市内の事業所などに勤務している場合を含む）

■利用定員

1日当たりの利用できる人数が施設ごと決まっています。

■利用日と利用時間

月曜日から金曜日までの午前8時～午後6時で1回連続5日以内（祝日、振替休日、8月13日～8月16日（相澤病院のみ8月14日～8月16日）、年末年始は除く）

■利用料金

区分	負担額（1時間当たり）	
	8時間以内の場合	8時間を超える場合
市内在住の児童	200円	
市外在住で保護者が市内に勤務している児童	325円	400円

※利用料金は、世帯状況や収入、在籍する施設などにより減免があります。

※その他給食費などの実費がかかる場合があります。

※詳細は市ホームページをご覧ください。

※保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設等に在籍している市内在住の園児は、1日8時間以内は無料です。8時間を超える場合は、在籍している保育園等で受ける教育又は保育の時間内の利用は無料です。

児童手当

福祉支援課 ☎52-0684

児童手当

■支給対象者

高校生年代まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方です。

児童手当の受給者は、父又は母で、ご家庭での生計中心者になります。両親とも就労されている場合には、原則として恒常的に所得の高い方になります。

■支給要件等

原則として児童が日本国内に住んでいる場合に支給します（留学中の場合等を除く）。児童養護施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として施設の設置者や里親に支給します。

未成年後見人や父母指定者（父母等が国外にいる場合のみ）は、父母と同様（監護・生計同一）の要件で手当を支給（父母等が国外居住の場合でも支給可能）します。

父母が離婚協議中等により別居している場合は、子どもと同居している方に優先的に支給します（単身赴任の場合を除く）。

●手当の月額

3歳未満（第1子・第2子）	15,000円
3歳未満（第3子以降）	30,000円
3歳から高校生年代（第1子・第2子）	10,000円
3歳から高校生年代（第3子以降）	30,000円

■支給時期

4月、6月、8月、10月、12月、2月

※各月の15日に申請いただいている口座へ支給します。
（15日が休日の場合は、その前日になります。）

■申請手続き

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、「認定請求書」の提出が必要です。事由が発生した日の翌日から15日以内に福祉支援課で申請手続きをお願いします。認定されると、申請した月の翌月分の手当から支給されます。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

■申請に必要なもの

- ①請求者名義の金融機関の通帳（口座番号等わかるもの）
- ②請求者の健康保険証
- ③請求者、配偶者のマイナンバーのわかるもの
- ④印鑑

※その他添付書類が必要になる場合があります。

■額改定認定請求

出生や転入などにより支給の対象となる児童が増えたときは、「額改定認定請求書」を提出してください。この場合、額改定認定をした日の属する月の翌月分から、児童手当の額が増額されますので、忘れずにお手続きください。

■届出の内容が変わったときは？

●塩尻市から転出するとき

他の市区町村や国外に転出する場合には、塩尻市での受給資格は消滅しますので、「受給事由消滅届」を提出してください。

転出後の市区町村で児童手当を受けるには、新たに「認定請求書」を提出する必要がありますが、手続きが遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

転出先が国外の場合は、児童手当の受給資格がなくなりますので、単身赴任などで受給者のみ国外転出する場合は、忘れずに受給者の変更をしてください。

●受給者の方が公務員になったとき

公務員の方は、勤務先から児童手当が支給されますので、塩尻市に「受給事由消滅届」を提出するとともに、勤務先に「認定請求書」を提出してください。

児童扶養手当

問 52-7313

児童扶養手当

父母の離婚などにより子どもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当が支給されます。

■受給資格者

●対象となる方

次のいずれかに該当し、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童（心身に障がいのある児童は20歳未満）を養育している父又は母、養育者に支給されます。

- ①父母が離婚した後、父又は母と別れて生活している児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が重度の障がいの状態（国民年金の障害等級1級程度）にある児童
- ④父又は母が生死不明の児童
- ⑤1年以上にわたり、父又は母から遺棄されている児童
- ⑥1年以上にわたり、父又は母が法令により拘禁されている児童
- ⑦婚姻によらないで生まれた児童や父母が不明である児童
- ⑧父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律による保護命令を受けた児童

※詳細はお問い合わせください。

●対象外の方

次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- ①児童の住所が日本国内にないとき
- ②児童が施設に入所しているとき、又は里親に預けられているとき
- ③児童が母又は父の配偶者（内縁関係も含む）に養育されているとき（配偶者が重度の障がいを有する場合を除く）
- ④父、母又は養育者の住所が日本国内にないとき

■申請に必要なもの

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本
 - ②請求者名義の金融機関の通帳（口座番号等わかるもの）
 - ③印鑑
 - ④年金額がわかるもの（年金証書等）
- ※その他添付書類が必要になる場合があります。

■手当の月額（令和6年11月改定）

区分	第1子	児童加算額
		第2子以降1人につき
全部支給	45,500円	10,750円
一部支給	所得に応じ 10,740円～45,490円	所得に応じ 5,380円～10,740円 加算

子どもを生み育てるサポート体制

■妊娠中と産後の支援

事業	内容	対象	担当
母子健康手帳の交付	妊娠届出書を提出された方に母子健康手帳を交付しています。	妊娠届出書を提出された人	健康づくり課
妊婦一般健康診査・産婦健康診査	母子健康手帳交付時に「妊婦一般健康診査受診票」「産婦健康診査受診票」を交付しています。健康診査の費用の一部を公費で負担しています。	妊娠届出書を提出された人	健康づくり課
妊婦歯科健診	母子健康手帳交付時に「塩尻市妊婦歯科健診受診券」を交付しています。	妊娠届出書を提出された人	健康づくり課
新生児聴覚検査	母子健康手帳交付時に「新生児聴覚検査受検票（補助券）」を交付しています。	妊娠届出書を提出された人	健康づくり課
マタニティママ＆パパの応援教室	快適な妊娠生活を送り、健康な赤ちゃんを生み育てる正しい知識を身につけていただくため、2回コースを年3回で開催しています。	妊婦とそのパートナー 又は参加希望者	子育て支援センター
子育て体験講座	赤ちゃんを迎える家族が、お互いに協力し、少しでも安心して赤ちゃんを迎えられるように、妊婦体験ジャケットを着用したり、赤ちゃんのお風呂の入れ方等の体験講座を開催しています。	妊婦とそのパートナー （どちらか一方での参加も可）	健康づくり課
出産育児一時金	出産費用の負担軽減のために、加入している医療保険から支給されます。まとまった出産費用を事前に用意しなくても、安心して出産していただくため、出産費用に直接当てることができるよう、原則として、加入している医療保険から直接病院などに出産育児一時金が支払われます。	国民健康保険加入者（それ以外の方は、加入されている医療保険に詳細をお問い合わせください。）	市民課国保年金係

〈目指すまちの姿〉

塩尻市は、令和2年度からの子育てに関する計画として、「元気っ子育成支援プランⅢ」を策定しました。基本目標（目指すまちの姿）を次のように定め、子どもや子育て家庭をまちぐるみで支える姿を目指しています。

**子どもが 生まれ育つ豊かさを
みんなで わかちあえるまち**

※「子どもが生まれ育つこと」が、まちにとって素晴らしいことだということを、皆で共感していきたいという想いが込められています。

■安心して子育てできるサポート体制

●塩尻市子育て支援センター

えんぱーく1階 ☎53-3382

●休館日：水曜日、毎月1回月曜日、12月29日～1月3日（臨時休館有）

●利用時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時

●対象年齢：0～3歳（年少にあがる前の年度）のお子さんとその保護者

●北部子育て支援センター

えんてらす ☎54-7701

●休館日：日曜日、毎月1回月曜日、12月29日～1月3日（臨時休館有）

●利用時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時

●対象年齢：0～3歳（年少にあがる前の年度）のお子さんとその保護者

●子育て支援センターの主な事業内容

●プレイルームの運営

子育て中の親子が気軽に訪れ、話をしたり遊んだりする、お友達の輪を広げる場です。

●育児相談

保育士による子育て等に関する相談や援助を行います。

●子育て関連講座等の開催

育児の悩みを解消したり、パパとママのリフレッシュなど子育てと子育て支援に関する様々な講座を通して、みなさんの子育てを応援します。

●子育てサークルの支援

母親同士の交流の場や仲間づくりの支援をしています。

●子育て情報の発信

ホームページやインスタグラムで、子育てに関する様々な情報を発信しています。

●こども広場あ・そ・ぼ

ウイングロード3階 ☎53-6660

●休館日：水曜日、12月29日～1月3日（臨時休館有）

●利用時間：午前10時～午後6時

●対象年齢：0～6歳（未就学）の子どもとその保護者

●登録料：年間一家族300円

●地域の子育て応援団「ファミリーサポート」

ファミリーサポート事業は「お子さんを預かってほしい方」と「お子さんを預かることができる方」双方を会員として登録し、育児の援助が必要な時に支援センターが仲介する事業です。

ご利用については、お気軽に子育て支援センターまでご相談ください。

●特別保育事業

塩尻市立保育園では家庭や地域社会の実情などを考慮して、様々な育児支援を実施しています。

●一時的保育（デイ保育）

デイ保育とは、保育園等に入園していないお子さんについて、緊急かつ一時的に家庭でお子さんを保育できない場合に、保護者に代わってお子さんを保育する事業です。

●利用対象となる事由

分類	内容
緊急	急病、怪我、事故、看病、出産、葬儀、災害等でお子さんを保育できないとき
臨時	仕事、勉強、研修、検診、通院、婚礼等でお子さんを保育できないとき
私的理由	子育ての疲れを解消し心身共にリフレッシュしたいときや、ボランティア活動、講座、鑑賞、美容院、趣味などの私的理由でお子さんを預けたいとき

※上記の理由に該当する場合でも、施設の状況によってはお受けできない場合があります。
※お受けする優先順位は①緊急、②臨時、③私的理由の順になります。

●対象年齢：塩尻市に在住する生後3か月～就学前のお子さん

※施設により対象年齢が異なります。次項の表をご確認ください。

●利用料金：3歳未満のお子さん 30分200円
3～5歳のお子さん 30分100円

※4月1日時点での年齢です。

※幼児教育・保育の無償化の対象となる場合があります。

●実施施設一覧

区分	施設名	住所	電話番号	対象年齢
公立	日の出保育園	広丘高出2073-5	0263-52-7489	生後3か月～就学前
	広丘野村保育園	広丘野村1788-80	0263-52-7818	生後3か月～就学前
	吉田ひまわり保育園	広丘吉田1150-6	0263-58-0607	生後3か月～就学前
私立	ぱぴいキッズ	大門一番町7-1 ウイングロード3階	080-5146-7266	生後3か月～就学前
	ひかりテラス保育園	広丘高出1819-8	0263-50-8905	生後6か月～満2歳
	塩尻みらい保育園 ひろおかキッズ	広丘原新田147-1	0263-88-5381	生後12か月～満2歳
	塩尻みらい保育園 よしだキッズ	広丘吉田1050-1	0263-87-6607	生後12か月～満2歳
	郷原つつじ保育園	広丘郷原1765-37	0263-52-8825	生後6か月～満2歳

●利用時間：月～金曜日の午前9時～午後4時

※塩尻みらい保育園ひろおかキッズ・よしだキッズは午前8時30分～午後5時30分

※祝日、振替休日及び各施設の休業日を除きます。

※利用は、全園で原則、週3回までです。

●休日保育（ホリデイ保育）

保護者が日曜日、国民の祝日等に就労していることなどにより家庭で保育できない場合に日の出保育園で児童の保育をしています。希望日の5日前までに直接申込みをしてください。

●つどいの広場（施設開放）

未就園児と保護者を対象に、親子や保護者同士の交流の場、ほっとする憩いの場として、保育園、児童館の施設を開放しています（月～金曜日）。

●実施施設：宗賀中央保育園、塩尻児童館、吉田児童館、吉田児童館分館、片丘児童館、宗賀児童館、塩尻東児童館、広丘児童館、大門児童館、洗馬児童館

●子育て支援ショートステイ事業

ご家庭でお子さんの養育が一時的に困難になったとき、市と委託契約した児童養護施設等でお子さんをお預かりします。

●実施施設：松本児童園、松本赤十字乳児院、木曽ねざめ学園、つつじが丘学園

●期間：連続6泊7日以内

●申請方法：こども未来課（☎52-0891）へお電話ください。ご相談の上、申請書類等についてご説明します。

予防接種・乳幼児の健診・相談

健康づくり課 ☎52-0280

予防接種

予防接種は、予防接種法により、ロタウイルス、ヒブ（インフルエンザ菌b型）、小児用肺炎球菌、B型肝炎、5種混合、4種混合、二種混合（DT）、不活化ポリオ、BCG、麻しん風しん混合（MR）、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、子宮頸がんの定期予防接種を実施しています。該当者は接種期間内に医療機関で接種を受けてください。接種期間を過ぎますと有料となり、自己負担が生じます。

■予防接種後の一般的注意事項

予防接種を受けた後は、お子さんの体調に変化がないか様子をよく観察してください。接種当日は、激しい運動は避けてください。入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすることはやめてください。接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

予防接種の種類	標準的な接種期間
●ロタウイルス	ロタリックス（1価） 生後6週以上24週 ロタテック（5価） 生後6週以上32週
●ヒブ （インフルエンザ菌b型）	生後2か月以上5歳未満
●小児用肺炎球菌	生後2か月以上5歳未満
●B型肝炎	生後2か月以上1歳未満
●4種混合（DPT-IPV：百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ混合） ●5種混合（4種混合+ヒブ） ●不活化ポリオ	生後2か月以上7歳6か月未満
●二種混合（DT：ジフテリア・破傷風）	11歳以上13歳未満
●BCG	生後5か月以上1歳未満
●麻しん風しん混合（MR）、 麻しん、風しん	1期：1歳以上2歳未満 2期：5歳以上7歳未満で小学校入学前の1年間（年度内に6歳になるお子さん） ＊就学前となる年長時期の4月1日から翌年3月31日までの間
●水痘	1歳以上3歳未満

予防接種の種類	標準的な接種期間
●日本脳炎	1期：3歳以上7歳6か月未満 2期：9歳以上13歳未満 ※平成19年4月1日以前生まれの人は特例措置により20歳の誕生日前日まで接種可能な場合あり
●子宮頸がん	13歳になる年度初日から16歳になる年度末日までの女子（中学校1年から高校1年相当）

風しん予防接種費用の助成

塩尻市は平成26年4月1日から風しんの予防接種費用の助成を始めました。平成27年2月からは対象者を拡大し、婚姻をしており、妊娠を予定・希望されている女性に加え、その夫も対象者となりました。

平成25年は全国的に風しん患者が急増し、これまでにない規模の流行がみられ平成30年にも、風しんの流行が各地で起こりました。妊娠初期の妊婦さんが風しんに感染すると、胎児も感染し、難聴や心疾患、白内障、発達障害などの先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれてくる可能性があります。風しんの感染予防には予防接種が効果的ですが、妊娠中は予防接種が受けられないため、妊娠を予定又は希望している方や妊婦の同居家族（特にパートナー）が予防接種を受けることが重要です。

●対象者

●接種時に塩尻市に住民登録があり、婚姻されている方（各々の住民票の住所地が同じ事実婚も含む）

①妊娠を予定、又は希望している女性とその夫

②妊娠している女性の夫

※ただし次の方は対象外です。

・麻しん風しん混合ワクチン又は風しん単独ワクチンの接種歴が2回ある方

・過去に風しんにかかったことが明らかな方

●助成額

上限5,000円

※5,000円未満は全額補助、おひとり1回限り

乳幼児健診・相談等

健診名	内容	持ち物
4か月児健診 1歳6か月児健診 3歳児健診	身体計測や内科・歯科（4か月児は除く）の診察等を行い、個々に応じた相談を行います。3歳児は、検尿・目の検査も行います。	☐ 母子健康手帳 ☐ 問診票 ☐ バスタオル
10か月児相談	身体計測、個々に応じた発育や育児（後期離乳食、口腔機能の発達等）の相談を行います。	☐ 母子健康手帳 ☐ おたずね票 ☐ バスタオル
出張あんしんサポートルーム （すくすく子ども相談）	保健師等による相談や身体計測を行います。月1回、片丘支所・榑川支所・洗馬支所・北小野地区センターで実施しています。	☐ 母子健康手帳 ☐ バスタオル
ぴよぴよ教室 （離乳食教室）	7か月～8か月頃の離乳食のポイント、2回食への進め方、口腔機能の発達とむし歯予防のお話を行います。	☐ 母子健康手帳 ☐ 離乳食の基本（4か月児健診で配布した冊子） ☐ バスタオル ☐ 託児に必要な物（おむつ、ミルク、おもちゃなど）
よい歯を守る相談会	歯科健診（ブラッシング指導）、フッ化物塗布	
中央あんしんサポートルーム （市保健福祉センター内） 北部あんしんサポートルーム （北部交流センターえんてらす内）	保健師や助産師が妊娠期から子育て期までのお子さんの身体測定や発育についての相談に応じています。	☐ 母子健康手帳 ☐ バスタオル
親子にこここ食事相談	栄養士が離乳食等お子さんの食事や、ご家族の食事に関する相談に応じています。	☐ 母子健康手帳
口のケアと歯育相談	歯科衛生士がお子さんの歯や口腔機能に関する相談に応じています。	☐ 母子健康手帳 ☐ 自宅で使っている歯ブラシ等



健

康



健康・医療

問 市民課国保年金係 ☎52-0772 / 健康づくり課 ☎52-0280

後発医薬品（ジェネリック医薬品）

問 市民課

医療費の2割は薬剤費が占めているといわれています。医療費の削減及び患者負担の軽減を目的として、安価な後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進を呼びかけています。

■後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは？

医療機関で処方する薬には「先発医薬品」と「後発医薬品」の2種類があります。

先発医薬品は新薬とも呼ばれ、最初に開発、発売された薬で、開発した製薬会社のみが販売しています。先発医薬品には特許期間がありますが、特許期間が終わると他の製薬会社でも製造、販売できるようになります。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、こうした特許期間終了後に先発医薬品と同等の効果のある成分で製造された薬のことをいいます。品質や安全性について審査され、厚生労働省の認可のもとで製造されています。研究費が少なくてすむため、先発医薬品よりも安い価格となっています。

■後発医薬品（ジェネリック医薬品）に変更したいときは？

- ①医師や歯科医師に変更できるかどうかの相談をしてみましょう。
- ②「後発医薬品（ジェネリック医薬品）希望シール」を見えるところに貼り付けて医療機関などにご提示ください。希望シールは市役所1階市民課国保年金係及び各支所にありますので、ご利用ください。

※すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。薬の特徴や価格、変更後の注意点などの説明を受け、納得した上で処方してもらいましょう。

メンタルヘルス相談・こころの健康相談

問 健康づくり課

なんとなく調子が悪い、元気がでないなどこころの健康に不安のある方やその家族のための相談です。お気軽にご相談ください。予約が必要です。

■メンタルヘルス相談

●相談内容

こころの健康に不安のある方やご家族を対象に産業カウンセラーによる相談を行います。

●日程及び会場

相談日、会場は決まっておりません。相談員と相談のうえ、都合の良い日、場所で相談をすることができます（土曜日・日曜日も相談できます。）。相談時間は1人1時間です。予約制ですので、まずはお電話ください。

■こころの健康相談

●相談内容

こころの健康に不安のある方、精神的に悩みのある方やご家族を対象に精神科医師による相談を行います。

●日程及び会場

日程は「広報塩尻」をご覧ください。お問い合わせください。会場は塩尻市保健福祉センターです。時間は午後2時から午後4時、1人1時間程度です。予約制ですので、まずはお電話ください。

各種検診（健診）

健康づくり課

会場及び詳しい日程は、広報ならびに受診票でお知らせいたします。ご自身の健康のために、定期的に検診（健診）を受けましょう。

各種検診一覧

検診項目		対象	内容	時期	場所	自己負担金
胃がん検診		40歳以上	バリウム検査 (X線検査)	8月～10月	各保健福祉センター 各支所	1,000円
大腸がん検診		40歳以上	便の潜血検査	8月～10月	各保健福祉センター 各支所	500円
肺のレントゲン検診		40歳以上	胸部X線検査	6月～7月	保健福祉センター 各支所・公民館等	無料
肺のCT検診		40歳～79歳の3歳刻み年齢 (※3)	CT断層検査	7月～9月	各保健福祉センター 各支所	2,000円
肝炎ウィルス検診		40歳以上で過去に未受診の人	血液検査	9月～1月	各保健福祉センター 各支所	500円
前立腺がん検診		50歳から77歳の男性	血液検査	9月～1月	各保健福祉センター 各支所 (※1)	1,000円
子宮頸がん検診	医療機関	20歳以上の女性	細胞診・内診	通年	市指定医療機関	2,000円 HPV検査 1,000円 (希望者のみ)
乳がん検診	検診車	40歳から74歳の女性、地区 ごとに隔年で実施 (※2)	マンモグラフィ (X線検査)	6月～12月	保健福祉センター	2,000円
	医療機関	30歳以上の女性	視触診、超音波 検査	6月～1月	市指定医療機関	2,000円

※1 国保特定健診を医療機関で受診する方は、市内医療機関で、特定健診と同時に受診できます。
※2 乳がん検診の検診車は大門・塩尻東・洗馬・宗賀・北小野・檜川地区、片丘・広丘・吉田・高出地区を2つに分けて隔年で回ります。
※3 肺のCT検診又はレントゲン検診は、どちらか一方をお受けください。
※検診時期は目安です。年度ごと変更になる可能性があります。
※感染症の発生状況により、検診（健診）が中止又は変更になる場合があります。

がん検診

市へのお申込みが必要な検診です。ただし、子宮頸がん検診（医療機関）は、市指定医療機関へ直接お申し込みください。

毎年、対象年齢の方に、検診料が無料になるクーポン券を送付しています。

- 子宮頸がん検診クーポン券
- 乳がん検診クーポン券

その他の健診（検診）

対象年齢の皆さんには個人通知します。不明な点はお問い合わせください。

- 骨いきいき健診（7月）
- さわやか歯科健診

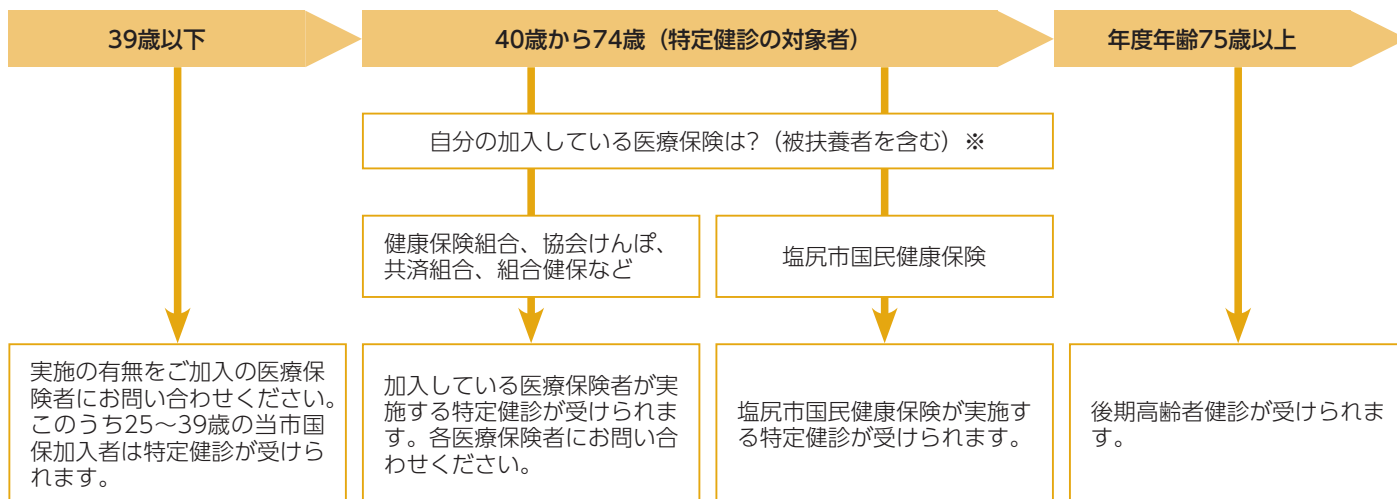
●国保特定健康診査・特定保健指導

塩尻市国保特定健診は、塩尻市国民健康保険に加入している皆さんの健診です。料金は500円です。

受診方法	時期
医療機関 (市指定医療機関で実施)	6月から9月
集団 (各保健福祉センター、各支所で実施)	9月から1月 (土曜・日曜健診あり)

※通院中の方も特定健診の対象になります。人間ドックを受診する方は、特定健診を受けることができません（人間ドックに係る費用については、補助金の対象となる場合があります。）。

特定健診は、年齢（年度年齢）や医療保険の種類によって受診方法が変わります。



※加入している保険の種類は保険証の名称又は保険者名で確認できます。

●人間ドック補助金

塩尻市国民健康保険または長野県後期高齢者医療制度に加入されている皆さんで、市の健診を受けずに病院などで人間ドックを受ける場合には受診費用の一部を補助しています。

	国民健康保険加入者	長野県後期高齢者医療制度加入者
日帰りドック	15,000円	10,000円
1泊2日ドック	20,000円	10,000円
脳ドック	10,000円	5,000円
手続き方法	人間ドック受診後、担当窓口に申請書・領収書（原本）・受診結果表（原本）などをご提出ください。	
担当窓口	市民課国保年金係	健康づくり課健康推進係

① その他情報

農 業

問 農政課農業振興係 ☎52-0818

補助	概要	対象	補助率・上限
新規就農者機械等導入事業補助金	新たに市内で就農する際の農業機械、器具等の購入に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。	次のいずれにも該当する市内の65歳未満の方 ①認定新規就農者、農業後継者又は定年帰農者 ②県の新規就農里親制度等の研修を修了した方 ※耐用年数が7年以上の農業用機械が対象で、自動車等汎用性の高いものや加工に係るものは対象外となります。	●補助率 1/2以内 ●上限 100万円 (ただし、農業後継者及び定年帰農者は50万円) ※補助金の交付は2年度に限ります。
農業用機械導入事業補助金	地域計画又は人・農地プランに位置付けられている市内の農業者又は農業者団体のうち、経営面積（作業受託面積を含む）が5ha以上の場合、農業用機械の取得に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。	市内の農業者又は農業者団体 ※耐用年数が7年以上の農業用機械が対象で、自動車等汎用性の高いものや加工に係るものは対象外となります。	●補助率 3/10以内 ●上限 100万円
果樹園整備促進事業補助金	果樹棚の新設・更新及びぶどうの栽培のために、新たに設置する雨よけ設備の導入に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。	市内の農業者又は農業者団体	●補助率 ぶどう棚：新設2/3以内、更新1/2以内 他果樹棚：新設1/3以内、更新1/4以内 雨よけ：1/3以内 ●上限 果樹棚：個人150万円、団体50万円 雨よけ：個人100万円、団体50万円
優良果樹苗木導入事業補助金	右記対象団体が次のいずれかに該当する市内の農業者に指導するための果樹品種の苗木の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。 ①果樹共済又は農業経営収入保険に加入していて、補助金の交付後3年間引き続き加入することが見込まれる者 ②新たに果樹栽培に従事した者	JA、市内のワイナリー、市内に営業所のある法人	●補助率 1/2以内 ●上限 50万円 (JAの場合は、指導する農業者1人当たり50万円)
防葉ネット設置事業補助金	農薬飛散防止ネットの設置経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。	市内の農業者又は農業者団体	●補助率 1/2以内 ●上限 25万円
農作物自給率向上事業補助金	〈農地再生支援〉 市内の遊休荒廃農地の解消を図るため、遊休荒廃農地の再生利用に取り組む農業者等に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。	市内の農業者又は農業者団体	●補助率 1/2以内 ●上限 8万円/10a
	〈畑作物作付〉 販売を目的として実施する作物（麦、大豆、そば、なたね）の生産に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。	市内の農業者又は農業者団体 ※認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織を除く	●上限 麦：4,400円/50kg 大豆：9,000円/60kg そば：14,300円/45kg なたね：6,600円/60kg
農作物被害防止事業補助金	鳥獣による農作物の被害を防止するために、設置する電気柵及び防護ネットの導入に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。	市内の農業者	●補助率 個人：1/2以内 共同：2/3以内 ●上限 個人：10万円 共同：20万円

勤労者福祉

問 商工課 ☎52-0871

勤労者福祉資金融資制度

問 商工課商工係

市では、勤労者の方へ長野県労働金庫を窓口到低金利な融資をあっせんしています。

■対象となる方

市内に1年以上居住し、市税を完納している方で、かつ、以下のいずれかに該当する方

- 一般財団法人塩尻筑南勤労者福祉サービスセンターの会員
- 労働金庫の構成員である労働組合に加入している勤労者

■融資限度額

300万円

■資金使途

- 自動車購入費、住宅資金、教育資金、物品購入費、医療費、冠婚葬祭費

※ただし、旅行資金、投資又は投機資金、転貸のための資金を除く。

■貸付期間

10年以内

■融資申込先

長野県労働金庫塩尻支店

住所：塩尻市大門六番町3-13 ☎53-5588

営業時間：月～金曜日 午前9時から午後3時まで

※申込み及び金利等の詳細については長野県労働金庫塩尻支店へお問い合わせください。

選挙

問 選挙管理委員会事務局 ☎52-0280

選挙権・被選挙権

■選挙権

国会議員や地方公共団体の議員や長を選挙で選ぶことのできる権利で、要件は次のとおりです。

選挙の種類	備えていなければならない条件
衆議院議員 参議院議員	日本国民で満18歳以上であること
長野県知事 長野県議会議員	日本国民で満18歳以上であり、引き続き3か月以上長野県内の同一の市町村に住所のある者（前記の人が長野県内の他の市町村に住所を移し、引き続き住所を有する者を含む）
塩尻市長 塩尻市議会議員	日本国民で満18歳以上であり、引き続き3か月以上塩尻市に住所のある者

■被選挙権

選挙に出て国会議員や地方公共団体の長や議員に就くことができる権利で、要件は次のとおりです。

選挙の種類	備えていなければならない条件
衆議院議員	日本国民で満25歳以上であること
参議院議員	日本国民で満30歳以上であること
長野県知事	日本国民で満30歳以上であること
長野県議会議員	日本国民で満25歳以上であり、長野県議会議員の選挙権を持っていること
塩尻市長	日本国民で満25歳以上であること
塩尻市議会議員	日本国民で満25歳以上であり、塩尻市議会議員の選挙権を持っていること

期日前投票・不在者投票のご案内

期日前投票

選挙は、選挙期日（投票日）に投票所において投票することを原則としていますが、仕事や旅行・レジャー・冠婚葬祭等の用務があるなど一定の理由に該当する場合は、選挙期日の前であっても選挙管理委員会が設けた「期日前投票所」において期日前投票を行うことができます。

不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中、塩尻市以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会ですべての議案等を全議員で審議するより、対象分野をいくつかの委員会に分け、専門的な審査・調査を行うために常任委員会を設置しています。本議会では、議員は総務産業常任委員会・社会文教常任委員会のうちいずれかの常任委員会に所属し、全議員が予算決算常任委員会に所属しています。

郵便による不在者投票

身体に重度の障害をお持ちの方が、投票用紙等を塩尻市選挙管理委員会に請求し、交付された投票用紙に自宅等で記載し、これを郵便で選挙管理委員会に送付し投票する方法です。予め、選挙管理委員会に登録が必要です。

寄附禁止

政治家（公職の候補者、公職の候補者になろうとする者及び現職にある者）が、選挙区内の人や団体に対して、寄附をすることは公職選挙法で禁止されています。また、誰でも政治家に寄附をするよう勧めたり、求めることも禁じられています。

議会

問 議会事務局 ☎52-0706

市議会のしくみ

市議会には、年4回（3月・6月・9月・12月）定期的で開催される「定例会」と、必要に応じて開催される「臨時会」があります。会期中には本会議や委員会を開催します。

本会議

本会議は、市長又は議員が提出した議案等を審議し、議会の最終的意思を決定する重要な会議です。また、この本会議では、市政全般について質問する**代表質問・一般質問**が行われます。

●代表質問は、2人以上の所属議員を有する会派の代表が12月定例会に行います（一般選挙後最初の定例会でも行います）。質問時間と答弁時間を合わせた総体の持ち時間は【基礎時間30分+（会派議員数-1）×5分】×2.5を5分単位で切り上げた時間以内です。同じ会派に所属する議員が、質問時間の範囲内で関連質問を行うことが認められています。

●一般質問は毎定例会に希望する議員が行います。1名あたりの質問時間と答弁時間を合わせた総体の持ち時間は75分以内です。人数に制限はありません。

常任委員会

市議会では、年々複雑化しています。そこですべての議案等を全議員で審議するより、対象分野をいくつかの委員会に分け、専門的な審査・調査を行うために常任委員会を設置しています。本議会では、議員は総務産業常任委員会・社会文教常任委員会のうちいずれかの常任委員会に所属し、全議員が予算決算常任委員会に所属しています。

特別委員会

必要に応じ、特定の事件を審査するため、議会の議決により設置される委員会です。設置目的の案件の審査が終了すれば、委員会の任務も終了します。

市議会の役割等

市議会は、塩尻市として決定しなければならない様々な問題に対し、市民の代表として意思決定を行う機関（議事機関）です。市長から提案された条例や予算などの議案を審議したり、市長に代表される執行機関と対等の立場に立って、市政が適正に運営されているか、幅広い視点からチェックをしています。



市議会議員・定数

議員は、4年毎に市民の皆さんの直接選挙によって選ばれます。

塩尻市議会の議員定数は18人です（「塩尻市議会の議員の定数に関する条例」により定められています。）。

市議会議長・副議長

議長、副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は、会議（定例会・臨時会）の議事の整理や議場の秩序を保ち、審議を円滑に進める役割を担います。また、対外的には議会を代表する重要な役目を持っています。副議長は、議長が欠けたとき、不在のときに議長の代理を務めます。

情報公開制度

問 総務人事課 ☎52-0280

情報公開制度は、市が保有している情報を公開することにより、一層公正で開かれた市政の実現を図り、市に対する市民の皆さんの理解と信頼を更に深めていただくための制度です。

市では、広報塩尻、ホームページなどを通じて、市政の情報をできる限り市民の皆さんにお知らせしていますが、開かれた市政の実現のためには、市からの一方的な情報提供ばかりでなく、市民の皆さんの請求に基づき、市政の情報を公開していく必要があります。

そこで、市では、保有している市政の情報について、その公開方法などの具体的なルールを定め、市民の皆さんに公開しています。

公開請求ができる方

どなたでも公開請求することができます。

公開の対象となる情報

平成9年4月1日以降に、市の職員が職務上作成し、又は取得した情報（文書、図画、フィルム、磁気テープなど）が公開の対象です。ただし、旧榑川村の職員が職務上作成し、又は取得した情報は、平成12年4月1日以降のものが対象となります。

非公開情報

情報公開制度では、市が保有している情報のすべてを公開することが原則ですが、個人のプライバシーの保護などのため、次のような公開できない情報もあります。

- 特定の個人を識別できる情報（個人情報）
- 行政機関等匿名加工情報
- 法人の正当な利益を害するおそれがある情報（法人情報）
- 審議・検討等に関する情報で、意思決定の中立性等を不当に害する、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報（審議検討等情報）
- 国の安全、諸外国との信頼関係等が害されるおそれがある情報（国家安全情報）
- 公共の安全、秩序維持に支障を及ぼすおそれがある情報（公共安全情報）
- 行政機関等の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（事務事業情報）
- 法令等の規定により、公開できないとされている情報（法令秘情報）

個人情報保護制度

個人情報保護制度は、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に定められたルールにより、個人情報を適切に取り扱うことを義務付け、市民の皆さんのプライバシーを保護するものです。情報化社会の進展により、市をはじめ様々な社会分野において個人情報が集められ、利用されているのが実態です。そこで、個人情報保護法では、市をはじめとした行政機関等が保有する個人情報の取扱いなどについての具体的なルールを定めるとともに、個人の情報をその本人の請求に応じて開示することを定めています。

地域振興バス すてっぷくん／のるーと塩尻の運行

問 都市計画課計画係 ☎52-0280／課直通 ☎52-0689

すてっぷくんの基本情報

■運行状況

すてっぷくんは、塩尻駅を発着点として市内を5路線で運行しています。天候や道路状況により遅延となる場合があります。また、それにより他の路線との乗り継ぎができない場合もありますのでご了承ください。

■運賃

一律（大人・小学生以上の子ども）1回100円又は回数券1枚です。降車時にお支払いください。バス車内には両替機がございませんので、つり銭のないようお願いします。

■運休日

- 日曜日、祝日、その他法律に定められた休日及び12月30日～1月3日
- 榑川線については、日曜日、祝日、その他法律に定められた休日でも運行しますので、時刻表をご確認ください。その他、工事や天候、道路状況等により迂回・運休となる場合がございますので、バス車内やバス停に掲示される告知文又は市ホームページの迂回情報をご確認ください。

■路線

片丘線 (広丘駅経由コース)	片丘方面／五千石、広丘駅（東口）、大宮八幡経由
片丘線 (百寿荘経由コース)	片丘方面／立小路、大宮八幡、百寿荘経由
洗馬線	洗馬方面／桔梗ヶ原、妙義保育園前、旧原口郵便局前、上小センター経由
宗賀線	宗賀方面／平出博物館前、牧野原、日出塩上経由
榑川線	宗賀、榑川方面／桔梗ヶ原、桔梗ヶ原病院、長泉院前、賛川関所、木曾くらしの工芸館、榑川支所・診療所、奈良井駅経由
北小野線	塩尻東、勝弦、北小野方面／金井口、塩尻東保育園前、塩嶺別荘口、善知鳥峠、小野駅経由

ダイヤ改正等により変更となる可能性があります。詳細については市ホームページ又は都市計画課計画係までお問い合わせください。

のるーと塩尻の基本情報

■運行時間

- 平日：午前7時～午後8時
- 土曜日：午前9時～午後8時
- 日曜日・祝日：午前9時～午後6時

■運賃

	大人	割引運賃				
		シニア (75歳以上)	小児 (小・中学生)	幼児・乳児 (未就学児)	障がい者	介護者
7km以下	200円	100円	100円	無料	100円	100円
7km超	400円	200円	200円	無料	200円	200円

■支払い方法

- 現金
※バス車内には両替機がございませんので、つり銭のないようお願いします。
- 地域振興バス回数券
- クレジットカード（アプリ予約時限定※要事前登録）
- 共通利用券（塩尻市高齢者運転免許証自主返納支援事業で配布）

■運休日

12月30日～1月3日

■配車受付時間

- LINEでの予約 24時間受付
- アプリでの予約 24時間受付
- 電話での予約 午前9時～午後5時
☎0263-50-8668

■詳細な乗降場所はこちらから



市ホームページ

防 災

避難時の注意点

問 危機管理課 ☎52-0607 (直通)

災害時の避難は、普段通っている道でも、足元が見えないことが多いので、慎重に歩きましょう。また頭上からの落下物や飛来物にも十分注意しましょう。いざという時あわてないためにも、避難行動について普段から家族や隣近所で話し合っておきましょう。避難所への避難が困難な場合は、屋内や近隣の安全な場所へ移動して、身の安全を確保しましょう。

- 事前に決めた避難経路を通して避難する。
- 非常用持ち出し品は少なくする。
- ゴム長靴は歩きにくい、はきなれた底の硬い靴がよい。
- 流水や冠水の中で歩くことのできる深さは男性で70センチ、女性で50センチ。
- 消防団や市役所などの指示に従って行動する。
- マンホールや溝に注意（水没した際は特に注意）。
- 火の始末、戸締まりを忘れずに。
- たれ下がった電線にさわらない。
- 河川や用水路には近づかない。
- 落下物から身を守る。

非常時の緊急持ち出し品一覧表

いざ避難という時になって、あわてて荷物をまとめようとしても、なかなか適切な判断はしにくいものです。日頃から非常時に備え、持ち出し品を用意しておきましょう。一般で販売されているセットなども、便利です。

非常持出品

避難する時に持ち出す最小限の必需品。

男性で15kg、女性で10kg程度を目安にリュック等の持ちやすい状態で準備しておきましょう。



リュックサック	カンパン・缶詰 (3日分)	包帯	下着・上着・靴下等	おむつ
携帯ラジオ	栄養食品 (3日分)	ばんそうこう	ティッシュペーパー	缶切り、栓抜き
懐中電灯	離乳食	目薬	軍手、タオル	プラスチックか紙の皿、コップ
現金	粉ミルク	鎮静剤、解熱剤	雨具	わりばし
乾電池	ドライフーズ (3日分)	傷薬、胃腸薬	ビニール袋	ヘルメット・帽子
免許証	飲料水	消毒薬	ウェットティッシュ	コンタクトレンズ
保険証、お薬手帳	レトルト食品	常備薬	生理用品	メガネ
預貯金通帳、印かん		持病の薬	ライター	入れ歯
携帯電話用充電器			携帯トイレ	
ホイッスル			歯ブラシ	

※冬期は防寒服の準備

火災等発生時等のお問い合わせ

火災発生時等のお問い合わせ

火災・休日夜間当番病院等のお問い合わせは、テレホンガイド又は松本広域消防局ホームページをご利用ください。

119番は問い合わせ窓口ではありません。火災・救急・救助などの緊急通報を受け付ける重要な電話です。

緊急性のない119番通報が増えると、本当に消防車や救急車を必要としている人の通報をつなぐことができなくなる場合があります。救急車を呼ぶべきか迷ったら

#7119

災害情報の案内

テレホンガイド	0263-35-9111
松本広域消防局 ホームページ	http://www.m-kouiki119.jp

消防署連絡先

消防署名	TEL	住所
松本広域消防局 塩尻消防署	0263-54-0119	〒399-0703 塩尻市広丘高出1486-802
松本広域消防局 広丘消防署	0263-54-3010	〒399-0706 塩尻市広丘原新田575-9
木曽広域消防本部 木曽消防署北分署	0264-36-3119	〒399-6201 木曽郡木祖村数原873-1

防災行政無線の放送内容の確認

塩尻市では、防災行政無線で放送した内容を放送から24時間以内であれば確認できる自動音声案内をご用意しています。次の番号で内容の確認ができますのでご利用ください。

フリーアクセス：0800-800-4301

※フリーアクセスの通話料は無料です。

緊急メールしおじり

塩尻市では、市民の皆さんが、安心安全に暮らすための情報提供・共有の仕組みとして、メール配信システム「緊急メールしおじり」を運営しています。登録いただきましたパソコン、携帯電話のメールアドレスに緊急情報などをEメールでお届けします。

登録方法

①ご利用になっている携帯電話やパソコンから、メールアドレス「t-shiojiri@sg-p.jp」へ「空メール」を送信してください。

バーコードリーダー機能付の携帯電話をご利用の方は、右側のQRコード®をご利用ください。

折り返し、受付メールが届きます。

②届いたメールを開き、「■登録、修正、解除」のアドレスをクリックします。表示された利用規約をお読みになり「同意する」ボタンを押します。

③「配信カテゴリ選択」の画面で、希望のカテゴリ（複数選択可）のチェックボックスに配信を希望する地区にチェックを入れます。選択した後、「次へ」ボタンを押します。

④登録内容の確認画面に切り替わります。

内容を確認後、「登録」ボタンを押します。「登録を受け付けました」という画面が表示されたら、登録手続き完了です。

⑤登録したメールアドレスに、「利用登録を受け付けました」というメールが届きます。

配信される情報

●緊急情報

火 災…松本広域消防局が配信している火災等の情報を転送します。

事 故…交通災害、断水等の情報を配信します。

災 害…地震、土砂流出、豪雪等の情報を配信します。

気 象…警報等の情報を配信します。

防 犯…防犯、不審者等の情報を配信します。

ひとり親家庭お役立ち情報

その他…その他行方不明者等の情報を配信します。

●その他（受信確認メールなど）

※受信確認のテストメールを送信する場合があります。



スマホ・PC版



ガラケー版

避難所一覧 List of evacuation area

 は指定避難所（指定緊急避難場所を兼ねる）designated evacuation area (including designated emergency evacuation area)
 は指定緊急避難場所（災害種別毎）designated emergency evacuation area (varying by disaster class)

地区名 district name	避難場所名 evacuation location name	所在地 address	福祉 避難所 welfare shelter	対象とする異常な現象の種類 types of abnormal phenomenon				地図ページ map page
				洪水 flood	崖崩れ、 土石流及 び地滑り cliff collapse, debris flood as well as land slide	地震 earthquake	大規模 な火事 large scale fire	
大 門 地 区 Daimon District	塩尻トレーニングプラザ Shiojiri training plaza	大門一番町1-1 Daimon Ichibancho		●	●	●	●	P111 C-5
	大門二番町公民館 Daimon nibancho community center	大門二番町6-1 Daimon Nibancho		●	●	●	●	P123 D-4
	大門三・四番町介護予防交流施設 Daimon sanbancho yonbancho preventive care exchange facility	大門三番町12-2 Daimon Sanbancho		●	●	●	●	P123 D-4
	大門保育園 遊戯室 Daimon Kindergarten, playroom	大門四番町7-13 Daimon Yonbancho			●	●	●	P123 D-4
	大門保育園 園庭 Daimon Kindergarten, playground	大門四番町7-13 Daimon Yonbancho			●	●	●	P123 D-4
	塩尻西小学校 体育館 Shiojiri Nishi Elementary School, gymnasium	大門五番町4-55 Daimon Gobancho		●	●	●	●	P111 F-3
	塩尻西小学校 校庭 Shiojiri Nishi Elementary School, playground	大門五番町4-55 Daimon Gobancho		●	●	●	●	P111 F-2
	大門児童館 Daimon children's center	大門五番町4-21 Daimon Gobancho		●	●	●	●	P111 F-2
	大門地区センター（大門公民館） Daimon district center (Daimon community center)	大門六番町3-10 Daimon Rokubancho	●	●	●	●	●	P111 E-3
	市立体育館 Municipal gymnasium	大門六番町5-2 Daimon Rokubancho		●	●	●	●	P111 E-1
	市立体育館 駐車場 Municipal gymnasium, parking area	大門六番町5-2 Daimon Rokubancho		●	●	●	●	P111 E-2
	レザンホール Raisin Hall	大門七番町4-8 Daimon Nanabancho		●	●	●	●	P111 D-1
	大門原公園 Daimon hara park	大門並木町400-1 Daimon Namikicho		●	●	●	●	P111 D-1
	原中央公園 Hara Chuo park	大門幸町600 Daimon Saiwaicho		●	●	●	●	P113 F-5
	栈敷原児童公園 Sajikihara children's park	大門泉町400 Daimon Izumicho		●	●	●	●	P123 D-1
	株式会社信毎販売センターふれあいネット中南信支社 Fureai net chunanshin office	大門泉町7-7 Daimon Izumicho		●	●	●	●	P113 F-5
	株式会社信毎販売センターふれあいネット塩尻営業所 Fureai net Shiojiri office	大門泉町13-5 Daimon Izumicho		●	●	●	●	P113 F-4
	大門七区第一公民館 Daimon nanaku first community center	大門76-4 Daimon		●	●	●	●	P122 B-1
	大門七区第二公民館 Daimon nanaku second community center	大門桔梗町113-7 Daimon Kikyochō		●	●	●	●	P112 C-5
	塩尻駅西公園 Shiojiri station west park	大門1-1 Daimon		●	●	●	●	P122 A-2

地区名 district name	避難場所名 evacuation location name	所在地 address	福祉 避難所 welfare shelter	対象とする異常な現象の種類 types of abnormal phenomenon				地図ページ map page
				洪水 flood	崖崩れ、 土石流及び 地滑り cliff collapse, debris flood as well as land slide	地震 earthquake	大規模 な火事 large scale fire	
大 門 地 区 Daimon District	大門北公園 Daimon north park	大門2-1 Daimon		●	●	●	●	P112 A-1
	ききょう公園 Kikyo park	大門桔梗町113-1 Daimon Kikyochō		●	●	●	●	P112 B-5
	工業会館 Industrial hall	大字大門1010-1 Ooaza Daimon		●	●	●	●	P112 B-3
	大門田川町公民館 Daimon tagawacho community center	大門田川町150-258 Daimon Tagawacho		●	●	●	●	P123 E-4
	グレイスフル塩尻 Graceful shiojiri	大門八番町9-10 Daimon Hachibancho		●	●	●	●	P110 B-3
	市民交流センター（えんぱーく） Civic exchange center (Enpark)	大門一番町12-2 Daimon Ichibancho		●	●	●	●	P111 D-4
塩尻東地区 Shiojiri Higashi District	東山グラウンド Higashiyama ground	旧塩尻872-1 Kyu Shiojiri		●	●	●	●	P131 F-4
	東山公民館 Higashiyama community center	旧塩尻869-4 Kyu Shiojiri		●	●	●	●	P131 F-4
	東山体育館 Higashiyama gymnasium	旧塩尻869-4 Kyu Shiojiri		●	●	●	●	P131 F-4
	柿沢区総合グラウンド Kakizawaku general ground	柿沢484-1 Kakizawa		●	●	●	●	P131 D-4
	柿沢公民館 Kakizawa community center	柿沢529 Kakizawa		●	●	●	●	P131 D-4
	金井公民館 Kanai community center	金井90 Kanai		●	●	●	●	P131 C-4
	金井区ふれあい広場 Kanaiku fureai plaza	金井90 Kanai		●	●	●	●	P131 C-4
	松原区公園 Matsubaraku park	上西条127-2 Kaminishijyo		●	●	●	●	P131 C-4
	上西条公民館 Kaminishijyo community center	上西条661-17 Kaminishijyo		●		●	●	P131 C-5
	上西条防災広場 Kaminishijyo disaster prevention plaza	上西条495-1 Kaminishijyo		●	●	●	●	P131 C-5
	上西条若宮グラウンド Kaminishijyo wakamiya ground	上西条876 Kaminishijyo		●	●	●	●	P131 D-5
	中西条構造改善センター Nakanishijyo kouzou kaizen center	中西条37 Nakanishijyo			●	●	●	P130 C-4
	塩尻中学校 体育館 Shiojiri Junior High School, gymnasium	大小屋61 Oogoya		●	●	●	●	P123 F-5
	塩尻中学校 校庭 Shiojiri Junior High School, playground	大小屋61 Oogoya		●	●	●	●	P123 F-5
	堀ノ内公民館 Horinouchi community center	堀ノ内98-5 Horinouchi		●	●	●	●	P123 F-4
	塩尻東児童館 Shiojirihigashi children's center	堀ノ内293-1 Horinouchi		●	●	●	●	P130 C-3
	長畝公民館 Nagaune community center	長畝68-2 Nagaune		●	●	●	●	P131 C-2

地区名 district name	避難場所名 evacuation location name	所在地 address	福祉 避難所 welfare shelter	対象とする異常な現象の種類 types of abnormal phenomenon				地図ページ map page
				洪水 flood	崖崩れ、 土石流及 び地滑り cliff collapse, debris flood as well as land slide	地震 earthquake	大規模 な火事 large scale fire	
塩尻東地区 Shiojiri Higashi District	長畝農業構造改善センター Nagaune agriculture kouzou kaizen center	長畝69-1 Nagaune		●	●	●	●	P131 C-2
	みずほ保育園 園庭 Mizuho Kindergarten, playground	長畝260 Nagaune		●	●	●	●	P123 F-3
	みずほ保育園 遊戯室 Mizuho Kindergarten, playroom	長畝260 Nagaune		●	●	●	●	P123 F-3
	栈敷介護予防交流施設 Sajiki preventive care exchange facility	栈敷324 Sajiki		●	●	●	●	P123 F-2
	塩尻東小学校 体育館 Shiojiri higashi Elementary School, gymnasium	塩尻町427 Shiojirimachi		●	●	●	●	P130 C-3
	塩尻東小学校 校庭 Shiojiri higashi Elementary School, playground	塩尻町427 Shiojirimachi		●	●	●	●	P130 C-3
	塩尻東支所 Shiojiri higashi branch office	塩尻町648-1 Shiojirimachi	●		●	●	●	P131 C-4
	小坂田公園 Osakada park	塩尻町1090 Shiojirimachi		●	●	●	●	P131 D-3
	武居博明宅 Takei Hiroaki residence	塩尻町53 Shiojirimachi	●	●	●	●	●	P131 C-3
	町区公民館 Machiku community center	塩尻町447 Shiojirimachi		●	●	●	●	P131 C-3
	ふれあいセンター東部 Fureai center tobu	峰原173-1 Minehara	●	●	●	●	●	P131 C-4
	峰原公民館 Minehara community center	峰原173-2 Minehara		●	●	●	●	P131 C-4
	塩尻東保育園 遊戯室 Shiojiri higashi Kindergarten, playroom	峰原173-1 Minehara	●	●	●	●	●	P131 D-4
	塩尻東保育園 園庭 Shiojiri higashi Kindergarten, playground	峰原173-1 Minehara		●	●	●	●	P131 D-4
	下西条公民館 Shimonishijyo community center	下西条91 Shimonishijyo			●	●	●	P130 B-4
	展望広場 Tenbou plaza	塩尻町1633-1 Shiojirimachi		●		●	●	P131 E-5
	中央広場 Chuo plaza	みどり湖1458-34 Midoriko		●	●	●	●	P131 E-4
片丘地区 Kataoka District	片丘小学校 校庭 Kataoka Elementary School, playground	片丘5366 Kataoka		●		●	●	P127 C-4
	片丘農業者トレーニングセンター Kataoka farmers training center	片丘5378-3 Kataoka		●		●	●	P127 C-4
	片丘農村広場 Kataoka farming community plaza	片丘5073 Kataoka		●		●	●	P127 D-4
	片丘支所（多目的研修センター） Kataoka branch office	片丘4758-7 Kataoka	●	●		●	●	P127 C-4
	大宮八幡境内 公園 Omiyahachiman keidai park	片丘6890-1 Kataoka		●		●	●	P127 D-3
	長野県総合教育センター 講堂 Nagano Prefecture Comprehensive Education Center, auditorium	片丘6342-4 Kataoka		●		●	●	P127 E-3
	長野県総合教育センター グラウンド Nagano Prefecture Comprehensive Education Center, ground	片丘6342-4 Kataoka		●		●	●	P127 E-3
	片丘保育園 遊戯室 Kataoka Kindergarten, playroom	片丘4933 Kataoka		●		●	●	P127 D-4
	片丘保育園 園庭 Kataoka Kindergarten, playground	片丘4933 Kataoka		●		●	●	P127 D-4
	南内田コミュニティセンター Minamiuchida community center	片丘4753-4 Kataoka		●		●	●	P127 D-3
	北熊井区公民館 Kitakumai community center	片丘8783-1 Kataoka		●		●	●	P127 C-5
	北熊井ふれあい公園 Kitakumai fureai park	片丘9944-1 Kataoka		●		●	●	P131 C-1
	南熊井中挟集落センター Minamikumai nakabasami settlement center	片丘10345-7 Kataoka		●	●	●	●	P121 F-5

地区名 district name	避難場所名 evacuation location name	所在地 address	福祉 避難所 welfare shelter	対象とする異常な現象の種類 types of abnormal phenomenon				地図ページ map page
				洪水 flood	崖崩れ、 土石流及び 地滑り cliff collapse, debris flood as well as land slide	地震 earthquake	大規模 な火事 large scale fire	
片丘地区 Kataoka District	中挟公会所 Nakabasami kokaijyo	片丘11197 Kataoka		●	●	●	●	P123 F-1
	内田原公園 Uchidahara park	片丘5010-129 Kataoka		●		●	●	P127 C-4
	内田原公民館 Uchidahara community center	片丘5010-131 Kataoka		●		●	●	P127 C-4
	長野県林業総合センター 大研修室 Forestry industrial general center	片丘5739 Kataoka		●	●	●	●	P127 E-4
	片丘児童館 Kataoka Children's Center	片丘5071 Kataoka		●		●	●	P127 C-4
広丘地区 Hirooka District	広丘小学校 体育館 Hirooka Elementary School, gymnasium	広丘原新田116 Hirooka Harashinden		●	●	●	●	P118 B-1
	広丘小学校 校庭 Hirooka Elementary School, playground	広丘原新田116 Hirooka Harashinden		●	●	●	●	P118 B-1
	広丘西保育園 遊戯室 Hirooka Nishi Kindergarten, playroom	広丘原新田279-5 Hirooka Harashinden		●	●	●	●	P118 A-2
	広丘西保育園 園庭 Hirooka Nishi Kindergarten, playground	広丘原新田279-5 Hirooka Harashinden		●	●	●	●	P118 A-2
	広丘児童館 Hirooka children's center	広丘原新田279-5 Hirooka Harashinden		●	●	●	●	P118 A-2
	原新田公民館 Harashinden community center	広丘原新田244 Hirooka Harashinden		●	●	●	●	P114 A-2
	塩尻北部公園 Shiojiri hokubu park	広丘原新田303-32 Hirooka Harashinden		●	●	●	●	P118 A-1
	広丘短歌公園 Hirooka tanka park	広丘原新田564-41 Hirooka Harashinden		●	●	●	●	P115 C-1
	広丘体育館 Hirooka gymnasium	広丘原新田291-1 Hirooka Harashinden		●	●	●	●	P118 B-2
	堅石原東公園 Kataishi harahigashi park	広丘堅石250-9 Hirooka Kataishi		●	●	●	●	P120 C-1
	堅石グラウンド Kataishi ground	広丘堅石50-1 Hirooka Kataishi		●	●	●	●	P125 F-4
	堅石区民センター Kataishi kumin center	広丘堅石599-2 Hirooka Kataishi		●	●	●	●	P118 A-5
	広陵中学校 体育館 Koryo Junior High School, gymnasium	広丘堅石457-1 Hirooka Kataishi		●	●	●	●	P120 A-2
	広陵中学校 校庭 Koryo Junior High School, playground	広丘堅石457-1 Hirooka Kataishi		●	●	●	●	P120 B-2
	堅石公民館 Kataishi community center	広丘堅石1268-3 Hirooka Kataishi		●	●	●	●	P125 F-4
	松本歯科大学 野球場 Matsumoto Dental University, baseball ground	広丘郷原1780 Hirooka Gobara		●	●	●	●	P129 F-1
	松本歯科大学 陸上競技場 Matsumoto Dental University, athletics track field	広丘郷原1780 Hirooka Gobara		●	●	●	●	P120 A-3
	塩尻市総合体育館 (ユメックスアリーナ) メインアリーナ Shiojiri City General Gymnasium (Yumex Arena), main arena	広丘郷原1657-2 Hirooka Gobara		●	●	●	●	P120 A・B-4
	塩尻市総合体育館 (ユメックスアリーナ) サブアリーナ Shiojiri City General Gymnasium (Yumex Arena), sub arena	広丘郷原1657-2 Hirooka Gobara		●	●	●	●	P120 A・B-4
	広丘南保育園 遊戯室 Hirooka minami Kindergarten, playroom	広丘郷原1245-1 Hirooka Gobara		●	●	●	●	P125 F-5
	広丘南保育園 園庭 Hirooka minami Kindergarten, playground	広丘郷原1245-1 Hirooka Gobara		●	●	●	●	P125 F-5
	郷原区民会館 Gobara kumin hall	広丘郷原1085 Hirooka Gobara		●	●	●	●	P129 F-1
	丘中学校 体育館 Oka Junior High School, gymnasium	広丘野村1302 Hirooka Nomura		●	●	●	●	P119 E-4
	丘中学校 校庭 Oka Junior High School, playground	広丘野村1302 Hirooka Nomura		●	●	●	●	P119 E-4
	野村公民館 Nomura community center	広丘野村1788-357 Hirooka Nomura		●	●	●	●	P119 E-4

地区名 district name	避難場所名 evacuation location name	所在地 address	福祉 避難所 welfare shelter	対象とする異常な現象の種類 types of abnormal phenomenon				地図ページ map page
				洪水 flood	崖崩れ、 土石流及 び地滑り cliff collapse, debris flood as well as land slide	地震 earthquake	大規模 な火事 large scale fire	
広 丘 地 区 Hirooka District	野村第二公民館 Nomura secondary community center	広丘野村836-2 Hirooka Nomura		●	●	●	●	P119 D-3
	野村区運動公園 大運動場 Nomuraku athletic park, large sports field	広丘野村1788-80 Hirooka Nomura		●	●	●	●	P119 E-4
	野村区運動公園 小運動場 Nomuraku athletic park, small sports field	広丘野村1788-80 Hirooka Nomura		●	●	●	●	P119 E-4
	広丘野村保育園 遊戯室 Hirooka Nomura Kindergarten, playroom	広丘野村1788-80 Hirooka Nomura		●	●	●	●	P119 E-4
	広丘野村保育園 園庭 Hirooka Nomura Kindergarten, playground	広丘野村1788-80 Hirooka Nomura		●	●	●	●	P119 E-4
	角前運動公園 Kakumae athletic park	広丘野村1899-1 Hirooka Nomura		●	●	●	●	P119 D-4
	広丘支所（北部交流センター）えんてらす Hirooka branch office	広丘野村2069-1 Hirooka Nomura	●	●	●	●	●	P115 C-2
高 出 地 区 Takaide District	高出支所（高出公民館） Takaide branch office	広丘高出1819-1 Hirooka Takaide	●	●	●	●	●	P121 E-3
	高出区民体育館 Takaide kumin gymnasium	広丘高出1819-1 Hirooka Takaide		●	●	●	●	P121 E-3
	高出保育園 遊戯室 Takaide Kindergarten, playroom	広丘高出1949-1 Hirooka Takaide		●	●	●	●	P121 D-3
	高出保育園 園庭 Takaide Kindergarten, playground	広丘高出1949-1 Hirooka Takaide		●	●	●	●	P121 D-3
	中央スポーツ公園 なかよし広場 Central sports park, nakayoshi plaza	広丘高出1486-194 Hirooka Takaide		●	●	●	●	P113 C-2
	中央スポーツ公園 なかよし広場西駐車場 Central sports park, nakayoshi plaza west parking area	広丘高出1486-195 Hirooka Takaide		●	●	●	●	P112 C-2
	中央スポーツ公園 グラウンド Central sports park, ground	広丘高出1486-194 Hirooka Takaide		●	●	●	●	P121 C-4
	中央スポーツ公園 テニスコート Central sports park, tennis court	広丘高出1486-194 Hirooka Takaide		●	●	●	●	P113 C-1
	桔梗小学校 体育館 Kikyo Elementary School, gymnasium	広丘高出1486-193 Hirooka Takaide		●	●	●	●	P113 D-2
	桔梗小学校 校庭 Kikyo Elementary School, playground	広丘高出1486-193 Hirooka Takaide		●	●	●	●	P113 D-1
	市営野球場 Municipal baseball ground	広丘高出1818-3 Hirooka Takaide		●	●	●	●	P121 D-3
	塩尻志学館高等学校 大体育館 Shiojiri Shigakukan High School, large gymnasium	広丘高出4-4 Hirooka Takaide		●	●	●	●	P113 E-3
	塩尻志学館高等学校 小体育館 Shiojiri Shigakukan High School, small gymnasium	広丘高出4-4 Hirooka Takaide		●	●	●	●	P113 E-3
	塩尻志学館高等学校 校庭 Shiojiri Shigakukan High School, playground	広丘高出4-4 Hirooka Takaide		●	●	●	●	P113 E-3
	東京都市大学塩尻高等学校 校庭 Tokyo City University Shiojiri High School, playground	広丘高出2081 Hirooka Takaide		●	●	●	●	P113 E-1
	高出第2公民館 Takaide secondary community center	広丘高出2114-1 Hirooka Takaide		●	●	●	●	P121 C-4
	日の出保育園 遊戯室 Hinode Kindergarten, playroom	広丘高出2073-5 Hirooka Takaide		●	●	●	●	P113 D-1
	日の出保育園 園庭 Hinode Kindergarten, playground	広丘高出2073-5 Hirooka Takaide		●	●	●	●	P113 D-1
	塩尻児童館 Shiojiri children's center	広丘高出2073-5 Hirooka Takaide		●	●	●	●	P113 D-1
	ふれあいセンター広丘 Fureai center hirooka	広丘堅石2150-1 Hirooka Kataishi	●	●	●	●	●	P120 B-2
吉 田 地 区 Yoshida District	吉田小学校 体育館 Yoshida Elementary School, gymnasium	広丘吉田1097 Hirooka Yoshida		●	●	●	●	P117 D-3
	吉田小学校 校庭 Yoshida Elementary School, playground	広丘吉田1097 Hirooka Yoshida			●	●	●	P117 D-3
	吉田東公民館 Yoshida higashi community center	広丘吉田1157-2 Hirooka Yoshida		●	●	●	●	P117 D-3

地区名 district name	避難場所名 evacuation location name	所在地 address	福祉 避難所 welfare shelter	対象とする異常な現象の種類 types of abnormal phenomenon				地図ページ map page
				洪水 flood	崖崩れ、 土石流及び 地滑り cliff collapse, debris flood as well as land slide	地震 earthquake	大規模 な火事 large scale fire	
吉田地区 Yoshida District	吉田支所（吉田地区センター） Yoshida branch office	広丘吉田2901-3 Hirooka Yoshida	●	●	●	●	●	P117 D-4
	吉田児童館 Yoshida children's center	広丘吉田1568-3 Hirooka Yoshida			●	●	●	P117 D-3
	吉田ひまわり保育園 遊戯室 Yoshida Himawari Kindergarten, playroom	広丘吉田1150-6 Hirooka Yoshida			●	●	●	P117 D-3
	吉田ひまわり保育園 園庭 Yoshida Himawari Kindergarten, playground	広丘吉田1150-6 Hirooka Yoshida			●	●	●	P117 D-3
	田川の郷 Tagawano sato	広丘吉田2219-1 Hirooka Yoshida	●		●	●	●	P117 E-5
	ながうね公園 Nagaune park	広丘吉田1156 Hirooka Yoshida		●	●	●	●	P117 D-3
	株式会社信毎販売センターふれあいネット村井広丘営業所 Fureai net Muraihirooka office	広丘吉田1150-11 Hirooka Yoshida			●	●	●	P117 D-3
	田川高等学校 大体育館 Tagawa High School, large gymnasium	広丘吉田2645 Hirooka Yoshida			●	●	●	P117 F-3
	田川高等学校 小体育館 Tagawa High School, small gymnasium	広丘吉田2645 Hirooka Yoshida			●	●	●	P117 F-3
	田川高等学校 校庭 Tagawa High School, playground	広丘吉田2645 Hirooka Yoshida			●	●	●	P117 F-3
	吉田地区 どんぐりの森公園 Yoshida Dongurinomori park	広丘吉田1734-1 Hirooka Yoshida			●	●	●	P117 E-3
	若宮公園 Wakamiya park	広丘吉田10-5 Hirooka Yoshida			●	●	●	P117 E-2
	えびの子水苑 Ebinoko suien	広丘吉田1301 Hirooka Yoshida		●	●	●	●	P119 C-1
	吉田原保育園 園庭 Yoshidahara Kindergarten, playground	広丘吉田3037 Hirooka Yoshida		●	●	●	●	P116 B-5
	吉田原保育園 遊戯室 Yoshidahara kindergarten, playroom	広丘吉田3037 Hirooka Yoshida		●	●	●	●	P116 B-5
	吉田児童館分館 Yoshida children's center, branch	広丘吉田3037 Hirooka Yoshida		●	●	●	●	P116 B-5
	吉田原ふれあい公園 Yoshidahara fureai park	広丘吉田3342 Hirooka Yoshida		●	●	●	●	P116 C-4
	吉田四区コミュニティセンター Yoshida yonku community center	広丘吉田814-3 Hirooka Yoshida		●	●	●	●	P118 A-1
	浄化センター敷地内 Joka center	広丘吉田409-3 Hirooka Yoshida			●	●	●	P116 B-2
	長者原公園 グラウンド Choujahara ground	広丘吉田440-3 Hirooka Yoshida		●	●	●	●	P116 B-3
	吉田西防災コミュニティセンター Yoshida nishi disaster prevention community center	広丘吉田440-3 Hirooka Yoshida		●	●	●	●	P116 B-4
	長者原南公園 Choujahara minami children's park	広丘吉田507-1 Hirooka Yoshida		●	●	●	●	P116 B-5
	八幡原公園 Hachiman hara park	広丘吉田560-1 Hirooka Yoshida		●	●	●	●	P116 B-3
	よしだ防災公園 Yoshida disaster prevention park	広丘吉田2901-1 Hirooka Yoshida		●	●	●	●	P117 D-4
洗馬地区 Seba District	上組グラウンド Kamikumi ground	洗馬753 Seba			●	●	●	P129 D-4
	上組生産振興センター Kamikumi production development center	洗馬752 Seba			●	●	●	P129 D-4
	元町公民館 Motomachi community center	洗馬2187-12 Seba		●	●	●	●	P129 D-3
	洗馬小学校 体育館 Seba Elementary School, gymnasium	洗馬2524 Seba		●	●	●	●	P129 D-2
	洗馬小学校 校庭 Seba Elementary School, playground	洗馬2524 Seba		●	●	●	●	P129 D-2
	洗馬支所（洗馬農村環境改善センター） Seba branch office	洗馬2550-2 Seba	●	●	●	●	●	P129 D-2

地区名 district name	避難場所名 evacuation location name	所在地 address	福祉 避難所 welfare shelter	対象とする異常な現象の種類 types of abnormal phenomenon				地図ページ map page
				洪水 flood	崖崩れ、 土石流及 び地滑り cliff collapse, debris flood as well as land slide	地震 earthquake	大規模 な火事 large scale fire	
洗馬地区 Seba District	芦ノ田転作促進研修センター Ashinota crop rotation training center	洗馬2493-1 Seba		●	●	●	●	P129 D-2
	妙義保育園 遊戯室 Myogi Kindergarten, playroom	洗馬2535-1 Seba		●	●	●	●	P129 D-2
	妙義保育園 園庭 Myogi Kindergarten, playground	洗馬2535-1 Seba		●	●	●	●	P129 D-2
	洗馬児童館 Seba children's center	洗馬2713-1 Seba		●	●	●	●	P129 E-2
	ふれあいセンター洗馬 Fureai center seba	洗馬2713-1 Seba	●	●	●	●	●	P129 E-2
	太田集会所 Ota shukaijo	洗馬656 Seba			●	●	●	P129 E-3
	太田公民館 Ota community center	洗馬361 Seba		●	●	●	●	P129 E-3
	太田運動場 Ota athletic Field	洗馬1331 Seba			●	●	●	P129 E-3
	岩垂グラウンド Iwadare ground	洗馬9168-1 Seba		●	●	●	●	P129 E-1
	岩垂公民館 Iwadare community center	洗馬5722-1 Seba		●	●	●	●	P129 D-1
	下小曾部グラウンド Shimokosobu ground	洗馬5315 Seba		●	●	●	●	P128 C-2
	下小曾部集落センター Shimokosobu settlement Center	洗馬5131-1 Seba		●	●	●	●	P129 C-2
	旧小曾部保育園 園庭 Kyukosobu Kindergarten, playground	洗馬3703-4 Seba		●	●	●	●	P128 C-3
	上小曾部農村広場 Kamikosobu farming community plaza	洗馬3852-1 Seba				●	●	P128 B-4
	上小曾部転作促進センター Kamikosobu crop rotation training center	洗馬3857-1 Seba				●	●	P128 B-4
宗賀地区 Souga District	桔梗ヶ原公民館 Kikyogahara community center	宗賀71-591 Souga		●	●	●	●	P129 F-2
	市営総合運動場 グラウンド Municipal multipurpose athletic field, ground	宗賀73-236 Souga		●	●	●	●	P129 F-2
	市営総合運動場 ゲートボール場 Municipal multipurpose athletic field, gate ball ground	宗賀73-236 Souga		●	●	●	●	P129 F-2
	すがのの郷 Suganono sato	宗賀1298-514 Souga	●	●	●	●	●	P129 F-2
	レゾナック 桔梗グラウンド Resonac kiky ground	宗賀545 Souga		●	●	●	●	P122 C-4
	平出遺跡公園 Hiraideiseki park	宗賀362 Souga		●	●	●	●	P122 A-5
	平出公民館 Hiraide community center	宗賀600-1 Souga		●	●	●	●	P122 B-5
	塩尻西部中学校 体育館 Shiojiri Seibu Junior High School, gymnasium	宗賀1461-2 Souga		●	●	●	●	P129 E-3
	塩尻西部中学校 校庭 Shiojiri Seibu Junior High School, playground	宗賀1461-2 Souga		●	●	●	●	P129 E-3
	長野県野菜花き試験場 駐車場 Vegetable and Ornamental Crops Exp. Stn. of Naganoken, parking	宗賀1066-1 Souga		●	●	●	●	P129 F-3
	床尾構造改善センター Tokoo kouzou kaizen center	宗賀2041 Souga		●		●	●	P129 F-4
	床尾運動場 Tokoo athletic Field	宗賀2097-1 Souga		●		●	●	P129 F-4
	宗賀小学校 体育館 Souga Elementary Schoool, gymnasium	宗賀2646 Souga		●	●	●	●	P129 E-5
	宗賀小学校 校庭 Souga Elementary School, playground	宗賀2646 Souga		●	●	●	●	P129 E-5
	宗賀農林漁業体験実習館（洗馬公民館） Souga Agriculture, Forestry and Fisheries experience training room	宗賀2746-3 Souga		●	●	●	●	P129 D-5

地区名 district name	避難場所名 evacuation location name	所在地 address	福祉 避難所 welfare shelter	対象とする異常な現象の種類 types of abnormal phenomenon				地図ページ map page
				洪水 flood	崖崩れ、 土石流及び 地滑り cliff collapse, debris flood as well as land slide	地震 earthquake	大規模 な火事 large scale fire	
宗 賀 地 区 Souga District	宗賀支所（林業センター） Souga branch office	宗賀2658-1 Souga		●	●	●	●	P129 E-5
	宗賀中央保育園 遊戯室 Souga Chuo Kindergarten, playroom	宗賀2411-1 Souga		●	●	●	●	P129 E-5
	宗賀中央保育園 園庭 Souga Chuo Kindergarten, playground	宗賀2411-1 Souga		●	●	●	●	P129 E-5
	牧野公民館 Makino community center	宗賀3847-1 Souga		●	●	●	●	P135 E-1
	本山区ゲートボール場広場 Motoyamaku gate ball field	宗賀5011-14 Souga		●	●	●	●	P135 D-2
	本山介護予防交流施設 Motoyama preventive care exchange facility	宗賀4992 Souga		●		●	●	P135 D-2
	日出塩桜の丘公園 Hideshio sakuranooka park	宗賀5784-1 Souga		●		●	●	P135 D-3
	日出塩公民館 Hideshio community center	宗賀6143-1 Souga		●	●	●	●	P135 D-3
北小野地区 Kitaono District	古町区遊園地 Furumachiku amusement park	北小野2673-1 Kitaono		●	●	●	●	P132 B-3
	両小野中学校 体育館 Ryoono Junior High School, gymnasium	北小野13389 Kitaono		●		●	●	P132 B-4
	両小野中学校 校庭 Ryoono Junior High School, playground	北小野13389 Kitaono		●		●	●	P132 B-4
	北小野保育園 遊戯室 Kitaono Kindergarten, playroom	北小野2894-1 Kitaono		●		●	●	P132 B-4
	北小野保育園 園庭 Kitaono Kindergarten, playground	北小野2894-1 Kitaono		●		●	●	P132 B-4
	宮前公民館（北小野転作促進センター） Miyamae community center	北小野155-1 Kitaono		●		●	●	P132 B-4
	北小野支所（北小野地区センター） Kitaono branch office	北小野48 Kitaono	●	●	●	●	●	P132 C-4
	上田公民館 Ueda Community Center	北小野779-1 Kitaono		●	●	●	●	P133 C-4
	いこいの森公園 Ikoinomori park	北小野4668 Kitaono		●	●	●	●	P133 E-2
	勝弦グラウンド Kattsuru ground	北小野4230-1 Kitaono		●	●	●	●	P133 E-1
	勝弦公民館 Kattsuru Community Center	北小野4508-1 Kitaono		●	●	●	●	P133 E-2
	勝弦小グラウンド Kattsuru small ground	北小野4508-2 Kitaono		●	●	●	●	P133 E-2
檜 川 地 区 Narakawa District	信州リハビリテーション専門学校 アリーナ Shinshu rehabilitation academy, arena	贅川1216 Niekawa		●		●	●	P137 F-1
	信州リハビリテーション専門学校 校庭 Shinshu rehabilitation academy, playground	贅川1216 Niekawa		●		●	●	P137 F-1
	贅川北部多目的集会所 Niekawa hokubu multipurpose meeting place	贅川640-4 Niekawa		●	●	●	●	P134 C-5
	桃岡コミュニティ消防センター Momooka community fire fighting center	贅川2246 Niekawa		●		●	●	P137 F-2
	檜川運動場 Narakawa athletic field	贅川2096 Niekawa				●	●	P137 F-2
	木曽くらしの工芸館 Kiso kurashino kougeikan	木曽平沢2272-7 Kiso Hirasawa		●	●	●	●	P137 E-3
	木曽くらしの工芸館 駐車場 Kiso kurashino kougeikan, parking	木曽平沢2272-7 Kiso Hirasawa		●	●	●	●	P137 E-3
	平沢旭町コミュニティ消防センター Hirasawa asahimachi community fire fighting center	木曽平沢2433-9 Kiso Hirasawa			●	●	●	P137 C-2
	檜川屋内運動場 Narakawa indoor athletic field	木曽平沢1451-138 Kiso Hirasawa			●	●	●	P136 B-3
	檜川支所（檜川保健福祉センター） Narakawa Health and Welfare Center	木曽平沢1451-138 Kiso Hirasawa	●			●	●	P136 B-3

地区名 district name	避難場所名 evacuation location name	所在地 address	福祉 避難所 welfare shelter	対象とする異常な現象の種類 types of abnormal phenomenon				地図ページ map page
				洪水 flood	崖崩れ、 土石流及 び地滑り cliff collapse, debris flood as well as land slide	地震 earthquake	大規模 な火事 large scale fire	
檜 川 地 区 Narakawa District	檜川保育園 遊戯室 Narakawa Kindergarten, playroom	木曽平沢1490 Kiso Hirasawa				●	●	P136 B-3
	檜川保育園 園庭 Narakawa Kindergarten, playground	木曽平沢1490 Kiso Hirasawa			●	●	●	P136 B-3
	檜川小中学校 校庭 Narakawa Elementary School, playground	木曽平沢1451-138 Kiso Hirasawa				●	●	P136 B-4
	檜川小中学校 体育館 Narakawa Elementary School, gymnasium	木曽平沢1451-138 Kiso Hirasawa				●	●	P136 B-4
	うるしの里広場 Urushinosato plaza	木曽平沢2324-150 Kiso Hirasawa				●	●	P136 C-2
	うるしの里展望広場 Urushinosato observatory plaza	木曽平沢2206-2 Kiso Hirasawa		●	●	●	●	P137 D-2
	旧檜川中学校 校庭 Kyu Narakawa Junior High School, playground	奈良井1037-3 Narai		●	●	●	●	P136 B-3
	旧檜川中学校 体育館 Kyu Narakawa Junior High School, gymnasium	奈良井1037-3 Narai		●	●	●	●	P136 B-3
	奈良井公民館 Narai community center	奈良井342-7 Narai				●	●	P137 C-4
	水辺のふるさとふれあい広場 Mizubeno furusato fureai plaza	奈良井790-1 Narai				●	●	P137 D-4



市関係施設一覧

令和6年4月1日現在

■本庁・支所等

施設名	住所	TEL	地図ページ
塩尻市役所	大門七番町3-3	52-0280 (代)	P111 D-2
塩尻東支所	塩尻町648-1	52-4748	P131 C-4
片丘支所	片丘4758-7	52-0125	P127 C-4
広丘支所	広丘野村2069-1	52-0157	P115 C-2
吉田支所	広丘吉田2901-3	86-8611	P117 D-4
洗馬支所	洗馬2550-2	52-0053	P129 D-2
宗賀支所	宗賀2658-1	52-0251	P129 E-5
北小野支所	北小野48	52-0552	P132 C-4
榑川支所	木曽平沢 1451-138	0264- 34-2001	P136 B-3
高出支所	広丘高出1819-1	53-8721	P121 E-3
保健福祉センター	大門六番町4-6	52-0280 (代)	P111 D-2
中央地域包括支援センター	大門六番町4-6	52-0280 (代)	P111 D-2
北部地域包括支援センター	広丘野村2223	88-3314	P119 D-3
西部地域包括支援センター	宗賀1298-514	88-9005	P129 F-2
ふれあいセンター 洗馬	洗馬2713-1	51-5337	P129 E-2
ふれあいセンター 広丘	広丘堅石2150-1	51-5070	P120 B-2
ふれあいセンター 東部	峰原173-1	87-2931	P131 D-4
塩尻市中間教室 「高ボッチ教室」 (中学部)	大門五番町4-55 (塩尻西小学校敷 地内)	52-8974	P111 F-3
塩尻市中間教室 「高ボッチ教室」 (小学部)	大門七番町4-3 (塩尻総合文化セ ンター内)	52-0280	P111 D-1
子育て支援センター	大門一番町12-2 (えんぱーく1階)	53-3382	P111 D-4
北部子育て支援 センター	広丘野村2069-1	54-7701	P115 C-2
塩尻市こども広場 「あ・そ・ぼ」	大門一番町7-1 (ウイングロード 3階)	53-6660	P111 D-5

■公民館

施設名	住所	TEL	地図ページ
中央公民館	大門七番町4-3 (塩尻総合文化セ ンター内)	52-0899 52-0280 (代)	P111 D-1
塩尻東公民館	塩尻町648-1	52-4748	P131 C-4
片丘公民館	片丘4758-7	52-0125	P127 C-4
広丘公民館	広丘野村2069-1	52-0157	P115 C-2
吉田公民館	広丘吉田2901-3	86-8611	P117 D-4
宗賀公民館	宗賀2658-1	52-0251	P129 E-5
洗馬公民館	洗馬2550-2	52-0053	P129 D-2
北小野公民館	北小野48	52-0552	P132 C-4
榑川公民館	木曽平沢2221-1	0264- 34-2001	P137 D-1
大門公民館	大門六番町3-10	52-9194	P111 E-3
高出公民館	広丘高出1819-1	53-8721	P121 E-3

■保育園

施設名	住所	TEL	地図ページ
塩尻東保育園	峰原173-1	52-7820	P131 D-4
みずほ保育園	長畝260	54-0103	P123 F-3
大門保育園	大門四番町7-13	54-0485	P123 D-4
日の出保育園	広丘高出2073-5	52-7489	P113 D-1
宗賀中央保育園	宗賀2411-1	53-3380	P129 E-5
片丘保育園	片丘4933	54-0486	P127 D-4
高出保育園	広丘高出1949-1	52-7819	P121 D-3
広丘野村保育園	広丘野村 1788-80	52-7818	P119 E-4
吉田ひまわり保育園	広丘吉田1150-6	58-0607	P117 D-3
吉田原保育園	広丘吉田3037	58-0608	P116 B-5
広丘西保育園	広丘原新田 279-5	85-5430	P118 A-2
広丘南保育園	広丘郷原1245-1	54-0482	P125 F-5
妙義保育園	洗馬2535-1	52-7821	P129 D-2
北小野保育園	北小野2894-1	0266- 46-3602	P132 B-4
榑川保育園	木曽平沢1490	0264- 34-2320	P136 B-3

■小学校

施設名	住所	TEL	地図ページ
塩尻東小学校	塩尻町427	52-0315	P130 C-3
塩尻西小学校	大門五番町4-55	52-0147	P111 F-3
桔梗小学校	広丘高出 1486-193	52-3977	P113 D-2
広丘小学校	広丘原新田116	52-0742	P118 B-1
吉田小学校	広丘吉田1097-2	58-0753	P117 C-3
片丘小学校	片丘5366	52-1606	P127 C-4
宗賀小学校	宗賀2646	52-1002	P129 E-5
洗馬小学校	洗馬2545	52-0072	P129 D-2
両小野小学校	上伊那郡辰野町 小野1164	0266- 46-2024	P132 B-5

■中学校

施設名	住所	TEL	地図ページ
塩尻中学校	大小屋61	52-7852	P123 F-5
丘中学校	広丘野村1302	52-8973	P119 E-4
広陵中学校	広丘堅石457-1	53-3537	P120 A-2
塩尻西部中学校	宗賀1461-2	54-2489	P129 E-3
両小野中学校	北小野13389	0266- 46-2957	P132 B-4

■義務教育学校

施設名	住所	TEL	地図ページ
榑川小中学校	木曽平沢 1451-138	0264- 34-2004	P136 B-4

■博物館・資料館

施設名	施設内容	住所	TEL	地図ページ
平出博物館	平出遺跡をはじめとする塩尻市内の遺跡から出土した旧石器時代から平安時代までの土器、石器、鉄製品等の遺物や民俗資料を展示。 ●開館時間：午前9時～午後5時 (入館は午後4時30分まで) ●休館日：月曜日（祝日に当たるときは除く）、祝日の翌平日、12月29日～1月3日	宗賀1011-3	52-1022	P129 F-4
平出遺跡公園 ガイダンス棟	ガイダンスコーナー、展望室を設置。平出遺跡についてくつろぎながら学習できる施設。「火起こし」や「勾玉づくり」など、原始・古代に関するいろいろな体験学習も実施。 ●開館時間：午前9時～午後5時 ●休館日：月曜日、祝日の翌平日、12月29日～1月3日	宗賀388-2	52-3301	P122 A-5
塩尻短歌館	塩尻ゆかりの歌人の遺墨、遺品や関係資料の公開展示、資料の収集保存、調査等のほか塩尻短歌大学、短歌づくり講座、企画展等を開催。建物は国登録有形文化財。 ●開館時間：午前9時～午後4時30分 ●休館日：月曜日（祝日に当たるときは除く）、祝日の翌日、12月29日～1月3日	広丘原新田288-1	53-7171	P118 B-2

■その他学校

施設名	住所	TEL	地図ページ
塩尻志学館高等学校	広丘高出4-4	52-0015	P113 E-3
田川高等学校	広丘吉田2645	86-3000	P117 F-3
東京都市大学塩尻 高等学校	広丘高出2081	88-0104	P113 E-1
松本歯科大学	広丘郷原1780	52-3100	P120 A-3

■児童館

施設名	住所	TEL	地図ページ
塩尻児童館	広丘高出2073-5	54-7810	P113 D-1
広丘児童館	広丘原新田 291-2	53-2500	P118 A-2
吉田児童館	広丘吉田1568-3	86-2942	P117 D-3
吉田児童館分館	広丘吉田3037	85-7811	P116 B-5
塩尻東児童館	塩尻町427	53-5083	P130 C-3
宗賀児童館	宗賀2646	52-7817	P129 E-5
大門児童館	大門五番町4-21	53-2322	P111 F-2
洗馬児童館	洗馬2713-1	52-8088	P129 E-2
片丘児童館	片丘5366	53-5486	P127 C-4

■放課後児童教室

施設名	住所	TEL	地図ページ
木曽榑川小学校 放課後児童教室	木曽平沢 1451-138 (榑川保健福祉セ ンター内)	0264- 34-2001	P136 B-3

施設名	施設内容	住所	TEL	地図ページ
中村邸	旧櫛間屋中村利兵衛の屋敷で、奈良井宿の典型的な町屋の様式を伝える。昭和44年にこの建物を日本民家園（川崎市）に移築する話が持ち上がり、これを機に奈良井宿の町並み保存の機運が高まるきっかけになった建物。国指定重要文化財。 ●開館時間：4月～11月 午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで） 12月～3月 午前9時～午後4時（入館は午後3時30分まで） ●休 館 日：4月～11月は無休。12月～3月は月曜日（祝日に当たるときは除く）、祝日の翌日、12月29日～1月3日	奈良井311	0264-34-2655	P137 C-4
本洗馬歴史の里資料館	菅江真澄や、医学者で当時蔓延していた結核の治療・予防に貢献した文化勲章受章者熊谷岱蔵博士、釜井庵・洗馬の歴史文化の資料、また「洗馬焼」をはじめとした塩尻の焼き物等を展示。 ●開館時間：午前10時～午後5時（金曜日・土曜日・日曜日・祝日） ●休 館 日：月曜日～木曜日（祝日に当たる日は除く）、12月29日～1月3日	洗馬2323-1	54-5520	P129 D-3
古田晃記念館（図書館）	筑摩書房創立者として、日本の出版文化の発展につくされた古田晃氏の遺徳を顕彰するため、ご遺族から寄付された生家の土蔵を改修し、平成8年10月30日塩尻市立「古田晃記念館」を開設。国登録有形文化財。 ●開館時間：午前9時～午後4時30分（土曜日・日曜日・祝日） ●休 館 日：月曜日～金曜日（祝日に当たるときは除く）、12月29日～2月末日	北小野3035-3	0266-46-2922	P132 B-4
自然博物館	国内外のチョウをはじめとする昆虫標本、自然に関する資料を収蔵。（道の駅「小坂田公園」に併設） ●開館時間：午前9時～午後4時30分（入館は午後4時まで） ●休 館 日：月曜日（祝日に当たるときは除く）、祝日の翌日、12月29日～1月3日 ※このほか、定期的に休館する場合あり	塩尻町1090	53-6342	P131 D-3
木曾漆器館	国指定重要有形民俗文化財「木曾塗りの製作用具及び製品」3,729点、人間国宝等の漆器作品を中心として、木曾漆器の製作工程や製品に関する道具類・作品・資料を展示。 ●開館時間：4月～11月 午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで） 12月～3月 午前9時～午後4時（入館は午後3時30分まで） ●休 館 日：月曜日（祝日に当たるときは除く）、祝日の翌日、12月29日～1月3日	木曾平沢2324-150	0264-34-1140	P136 C-2
贅川関所	中山道の人と物の往来を監視するために置かれた贅川口留番所で、女改め、白木改めなどの役割を担った。明治はじめに取り壊されたが、多くの文献をもとに昭和51年に復元された。 ●開館時間：4月～11月 午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで） 12月～3月 午前9時～午後4時（入館は午後3時30分まで） ●休 館 日：月曜日（祝日に当たるときは除く）、祝日の翌日、12月29日～1月3日 ※1月と2月は、上記以外に毎週火曜日・木曜日・金曜日（祝日を除く）休館	贅川1568-1	0264-34-3002	P137 F-1

■その他施設

施設名	施設内容	住所	TEL	地図ページ
市民交流センター えんぱーく	図書館、子育て支援センターのほか、交流スペース・学習コーナー等があり、「図書館」「子育て支援・青少年交流」「シニア活動支援」「ビジネス支援」「市民活動支援」の5つを重点分野として運営する複合施設。 ●利用時間：午前9時～午後10時 ●休館日：水曜日、年末年始	大門一番町12-2	53-3350	P111 D-4
北部交流センター えんてらす	広丘支所、広丘公民館、広丘図書館、北部子育て支援センターのほか、交流スペース・自習コーナーがあり、北部地域の交流拠点となる複合施設。 ●利用時間：午前8時30分～午後10時 ●休館日：毎月第3月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始（12月29日～1月3日）	広丘野村2069-1	52-0305	P115 C-2
塩尻総合 文化センター	市民文化の振興、生涯学習の活動拠点となる施設。 ●利用時間：午前8時30分～午後10時 ●休館日：毎月第2・第4月曜日（月曜日が祝日の場合は開館）、12月29日～1月3日	大門七番町4-3	52-0280 （社会教育 スポーツ課） 54-1253 （予約受付）	P111 D-1
レザンホール （塩尻市文化会館）	大ホール、中ホール、ギャラリー、リハーサル室を中心とした芸術文化の拠点施設。 ●利用時間：午前9時～午後10時 ●休館日：月曜日（祝日に当たるときは除く）、祝日の翌日、12月29日～1月3日	大門七番町4-8	53-5503	P111 D-1
天体観測ドーム	3メートル天体観測ドームに納められた、口径31センチ反射展望鏡を利用し、塩尻星の会の協力による市民向けの観測会を実施。	北小野4668	52-0280 （社会教育 スポーツ課）	P133 E-2
塩嶺体験学習の家	青少年の健全育成や、自然や農業等の体験活動を通じた生涯学習の中心的な場として、小中学校の校外学習はもとよりスポーツや文化活動の合宿、サークルや団体の研修等、幅広く活用できる施設。 ●開館期間：4月～11月（冬季は休館） ●休館日：月曜日（休日に当たるときは除く）、休日の翌日、ただし7月・8月は無休、12月～3月（12月1日～翌年3月31日）	北小野1440-150	52-0280 （社会教育 スポーツ課）	P133 F-1
小坂田公園 マレットゴルフ場	林間コースと芝生コースの計36ホールあり、自然を感じながら楽しめます。 ●利用時間：午前9時～午後5時 ●休み：4月上旬から11月末まで毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日） 12月～3月末 冬季閉鎖	塩尻町1090	52-6414 （公園管理事務所）	P131 D-3

■図書館

施設名	施設内容	住所	TEL	地図ページ
塩尻市立図書館	確かな情報による課題解決の応援、図書などの貸し出し、新聞・雑誌・商用データベースの提供など。 ●開館時間：平日 午前10時～午後8時 土曜日 午前9時30分～午後8時 日曜日・祝日 午前9時30分～午後6時 （児童コーナーは午前9時～） ●休館日：水曜日、資料整理日（毎月最終月曜日）、年末年始、蔵書点検期間	大門一番町12-2 （市民交流センター内）	53-3365	P111 D-4

施設名	施設内容	住所	TEL	地図ページ
塩尻東分館	好きな本を手にくつろげるスペースでゆったりとした時間を過ごしていただけます。暮らしに役立つ本や親子で楽しめる本を取りそろえてお待ちしております。 ●開館時間：火曜日・木曜日・金曜日 午後1時～午後5時 水曜日・土曜日 午前10時～午後5時 ●休 館 日：日曜日・月曜日、祝日（水曜日・土曜日は除く）、年末年始	塩尻町648-1 (塩尻東地区センター内)	52-0280代	P131 C-4
吉田分館	皆さんのホームライブラリーとして安らげる空間を目指しています。生活の中での小さな疑問や、ちょっと専門的な課題の解決など、いろいろな場面でご活用ください。 ●開館時間：火曜日・木曜日・金曜日 午後1時～午後5時 水曜日・土曜日 午前10時～午後5時 ●休 館 日：日曜日・月曜日、祝日（水曜日・土曜日は除く）、年末年始	吉田2901-3 (吉田地区センター内)	52-0280代	P117 D-4
広丘図書館	短歌に関する資料の充実を図っています。様々な歌人にまつわる史跡や歌碑を訪ねての散歩のついでなど、気軽ににお越しください。また、小さいときから本に触れ合えるように、おはなし会も開いています。 ●開館時間：平日 午前9時30分～午後7時 土日祝 午前9時30分～午後6時 ●休 館 日：月曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始、蔵書点検期間	広丘野村2069-1 (えんてらす内)	52-0728	P115 C-2
宗賀分館	郷土、歴史、考古学などの本を取りそろえているほか、トレッキング、ワイン、そばなど地区の特色を生かした本を充実させています。お子さまがゆっくりと絵本を見られるコーナーもあります。ぜひご家族でお越しください。 ●開館時間：火曜日・木曜日・金曜日 午後1時～午後5時 水曜日・土曜日 午前10時～午後5時 ●休 館 日：日曜日・月曜日、祝日（水曜日・土曜日は除く）、年末年始	宗賀2658-1 (林業センター内)	52-0280代	P129 E-5
洗馬分館	野菜づくりが盛んな地区にあることから、農業、園芸に関する本を多くそろえています。洗馬小学校の近くにあり、児童書のほか、子育ての本や暮らしのヒントになる本なども多く取りそろえています。 ●開館時間：火曜日・木曜日・金曜日 午後1時～午後5時 水曜日・土曜日 午前10時～午後5時 ●休 館 日：日曜日・月曜日、祝日（水曜日・土曜日は除く）、年末年始	洗馬2550-2 (農村環境改善センター内)	52-0280代	P129 D-2
檜川分館	漆器や木工などの伝統工芸や美術の本を重点的に配置しています。また、街道や伝統建築に関する本も充実させています。館内には学習ができるスペースもありますので、ごゆっくりお過ごしください。 ●開館時間：火曜日～土曜日 午前10時～午後5時 ●休 館 日：日曜日・月曜日、祝日（水曜日・土曜日は除く）、年末年始	木曽平沢1451-138 (檜川保健福祉センター内)	52-0280代	P136 B-3
片丘分館	小さなスペースですが、空間づくりを工夫して皆様をお待ちしています。児童館や小学校、公民館でおはなし会を開催するなど、皆様と本をつなぐ活動に積極的に取り組んでいます。お気軽に声をおかけください。 ●開館時間：火曜日・木曜日・金曜日 午後1時～午後5時 水曜日・土曜日 午前10時～午後5時 ●休 館 日：日曜日・月曜日、祝日（水曜日・土曜日は除く）、年末年始	片丘4758-7 (多目的研修センター内)	52-0280代	P127 C-4
北小野分館	北小野地区出身で「筑摩書房」創業者の古田晁氏にちなみ、筑摩書房の本を充実させています。地域の皆様に親しんでいただける身近な図書館を目指して、様々な形で人と人、人と本をつなぐ「場」を提供していきます。 ●開館時間：火曜日・木曜日・金曜日 午後1時～午後5時 水曜日・土曜日 午前10時～午後5時 ●休 館 日：日曜日・月曜日、祝日（水曜日・土曜日は除く）、年末年始	北小野48 (北小野地区センター内)	52-0280代	P132 C-4

■スポーツ施設

施設名	施設内容	問い合わせ	地図ページ
塩尻市総合体育館 (ユメックスアリーナ)	基本理念に「あらたな賑わいの創造」「ここから(心・体)豊かに実る」を置き、人が集い、未来の夢を描き、地域を発信する施設。 ●午前9時から午後9時まで ●休館日：毎月第1、第3火曜日、年末年始(12月29日から1月3日まで)	広丘郷原1657-2 ☎52-3800	P120 A-4
塩尻市立体育館	コート面積：1,416平方メートル／バレーボール：2面	予約受付は、窓口、電話、インターネットで行います。なお、郵便、ファクス、Eメール等による受付はいたしませんので御注意ください。 ●市立体育館受付 ☎53-1001 午前8時30分から午後9時まで 年末年始(12月28日～1月3日)は休み ●中央スポーツ公園管理棟 ☎52-6662 午前8時30分から午後9時まで 年末年始(12月28日～1月3日)は休み	P111 E-1
塩尻市営野球場	両翼：90メートル／中堅：120メートル		P121 D-3
塩尻市営総合運動場	グラウンド面積：24,595平方メートル／野球：2面／ソフトボール：4面		P129 F-2
塩尻市 屋内ゲートボール場	ゲートボール場：2面		P129 F-2
塩尻市営榑川運動場	グラウンド面積：24,371平方メートル／野球：1面		P137 F-2
塩尻市中央スポーツ公園運動広場	グラウンド面積：12,681平方メートル／野球：2面		P121 C-4
塩尻市中央スポーツ公園サッカー場	人工芝：8,104平方メートル(少年少女用)		P120 C-4
塩尻市立 榑川屋内運動場	コート面積：1,100平方メートル／卓球：20台		P136 B-3
塩尻市立体育館併設 柔道場	柔道場：12メートル×12メートル		P111 E-1
塩尻市立体育館併設 相撲場	土俵：1面		P111 E-1
塩尻市弓道場	近的：10人立		P113 C-1
塩尻市中央スポーツ公園テニスコート	砂入人工芝コート：8面		P113 D-1
塩尻北部公園	多目的運動場：8,100平方メートル／テニスコート(人工芝)：2面		P118 A-1
広丘体育館	コート面積：660平方メートル／バレーボール：1面		P118 B-2
小坂田公園 サッカー場 (サンコーグリーンフィールド)	サッカー場(天然芝)：4月から11月までの午前9時～午後5時 ●休業日：毎週月曜日、12月～3月末(月曜日が祝日の場合は翌日が休業日) ミニサッカー場(人工芝)：午前9時から午後9時まで ●休業日：毎週月曜日、年末年始(12/29～1/3)(月曜日が祝日の場合は翌日が休業日)	塩尻町1090 (小坂田公園管理事務所) ☎52-6414	P131 D-3

■駐車場

施設名	施設内容	住所	TEL	地図ページ
大門駐車場	●営業時間：24時間営業 ●利用料金：8:00～21:30 30分ごとに 120円 21:30～8:00 30分ごとに 30円 割引処理を受けられる店舗は次のとおりです。 ウイングロードビルテナント、塩尻市市民交流センター、中信会館、ヘルスパ塩尻、SIP、スナバ等	大門一番町7-16	(株)しおじり街元気カンパニー 88-5941	P111 D-5
塩尻駅前広場駐車場	●営業時間：24時間営業 ●利用料金：30分まで 無料 30分～1時間 150円 1時間を超え30分ごと 50円	大門八番町561-1		P110 A-3
塩尻駅西広場駐車場	24時間まで 2,080円 24時間を超え30分ごと 50円	大門548-3		P110 A-3
広丘駅東口駐車場 (パーク&ライド)	●営業時間：24時間営業 ●駐車台数：71台(うち障がい者用2台) ●利用料金：30分まで 無料 30分を超え24時間まで 250円 24時間を超え24時間ごとに 250円加算		52-0280 (都市計画課)	P115 D-4